

高鍋町

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

宮崎県 高鍋町

高鍋町 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年3月

宮 崎 県 高 鍋 町

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 次世代育成支援から子ども・子育て支援へ	1
3 計画の位置づけと関連計画との整合	3
4 計画の期間	4
5 計画の見直し	4
6 計画策定に向けた体制と取組	5
第2章 子ども・子育て支援新制度について	7
1 子ども・子育て支援新制度の概要	7
2 子ども・子育て支援サービスの全体像	8
3 教育・保育の提供区域について	8
4 3つの認定区分について	9
5 保育の必要性の認定について	10
6 給付対象としての認可と確認	11
7 量の見込みと確保方策	12
第3章 高鍋町における子どもを取り巻く状況	17
1 人口に関する状況	17
2 目標事業量設定事業の評価	26
3 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	27
第4章 計画の基本的考え方	33
1 基本理念	33
2 基本的な視点	33
3 基本目標	35
4 重点施策体系	38
第5章 施策の展開	41
1 基本目標1 地域における子育て支援	41
2 基本目標2 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	51
3 基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	56
4 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	61
5 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	63
6 基本目標6 子どもの安全の確保	65
7 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	68

第6章 放課後子ども総合プラン	73
1 計画の目的	73
2 計画の内容	73
第7章 計画の推進に向けて	75
1 町民及び関係団体等との連携等	75
2 計画の進捗状況の管理・評価	75
資料編	77
1 高鍋町子ども・子育て会議設置条例	77
2 高鍋町子ども・子育て会議委員名簿	79
3 用語解説	80

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを変化させ、身近に相談できる相手がいないといった子育て家庭の孤立や、家庭や地域における子育て力の低下につながると懸念されています。

子育て支援をめぐるのは、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない現状にある一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、平成 17 年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までを計画期間として、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

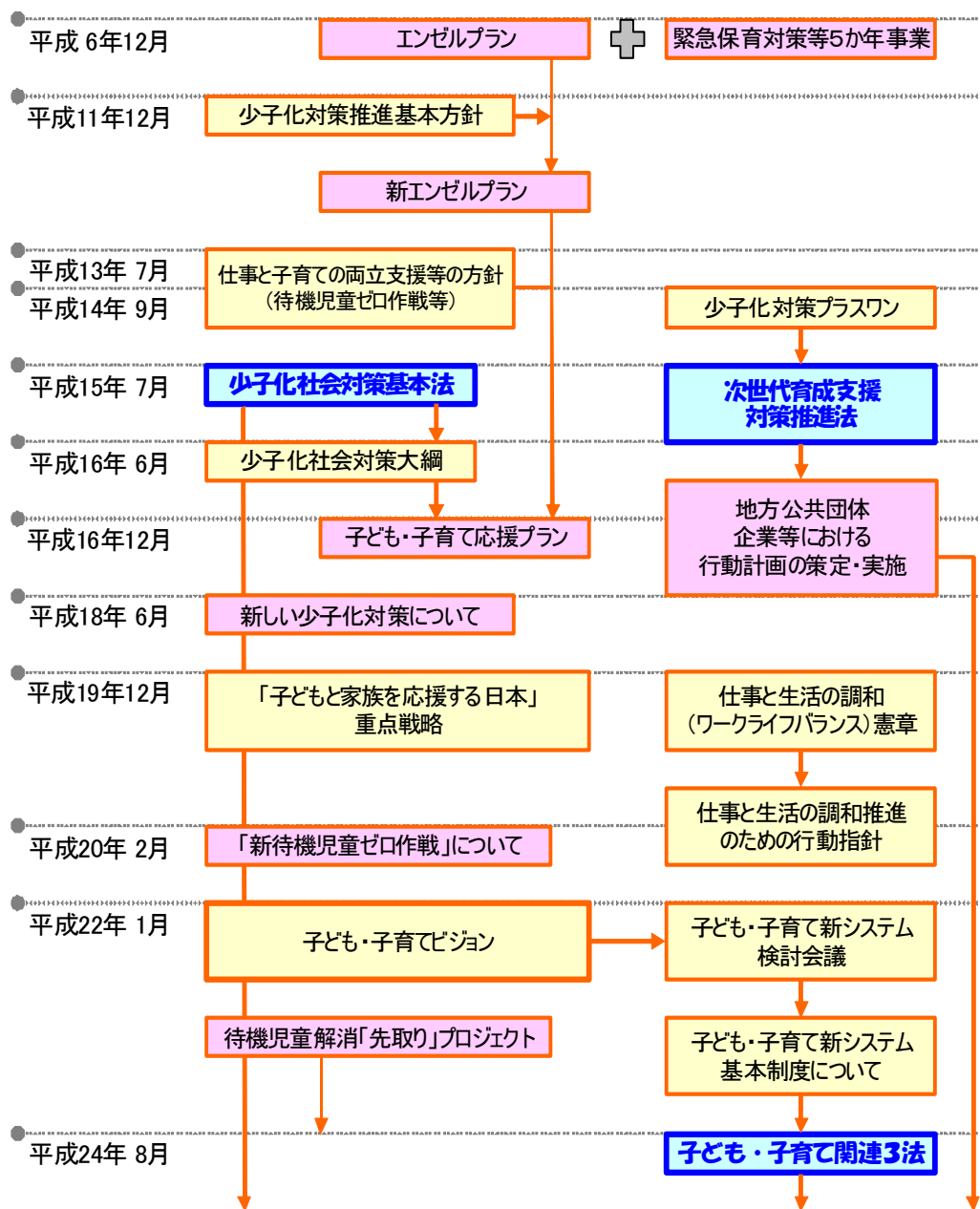
しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

そのため、本計画は、子ども・子育て支援法により必須項目とされた記載すべき項目に加え、平成 26 年度末で計画期間が終了する「次世代育成支援対策行動計画」を引き継ぐ計画として、本町の子育て支援の総合的な計画と位置づけ、子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとします。

2 次世代育成支援から子ども・子育て支援へ

平成 27 年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ保護者の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。

【次世代育成支援から子ども・子育て支援へ】



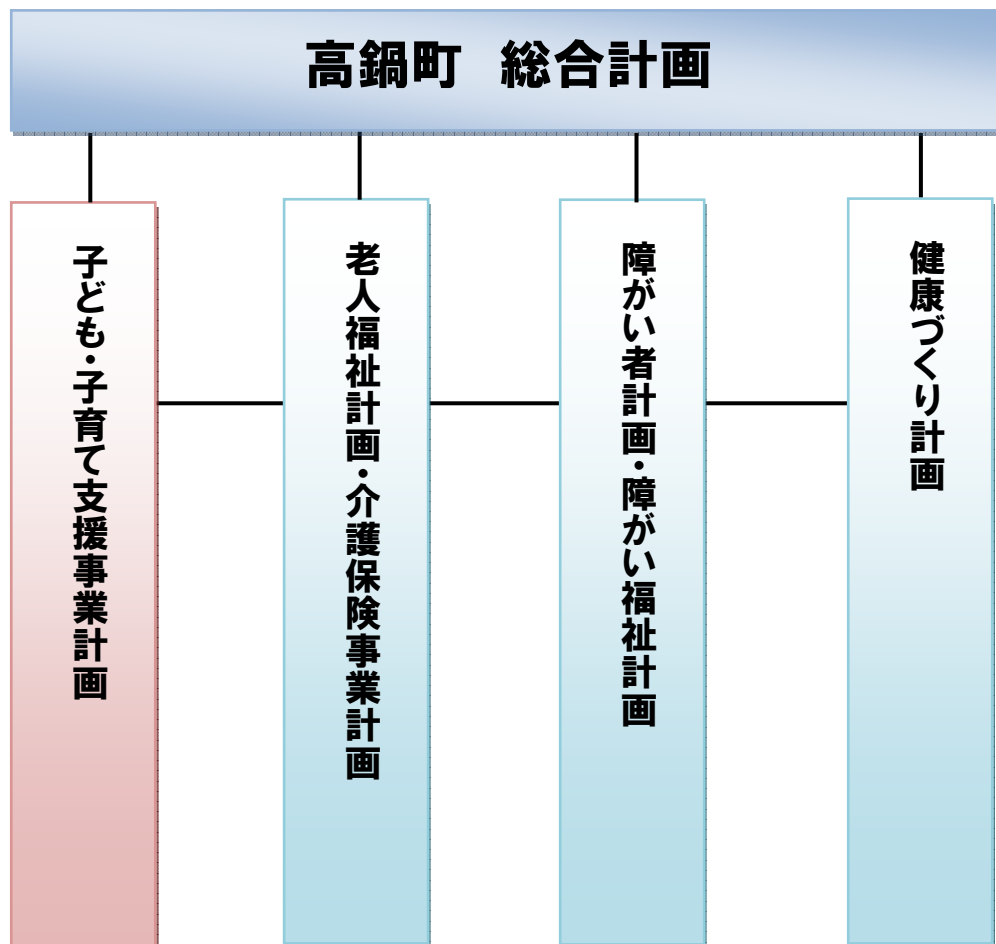
3 計画の位置づけと関連計画との整合

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、高鍋町総合計画（第五次基本構想）を上位計画とし、障がい者計画・障がい福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、健康づくり計画と整合を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



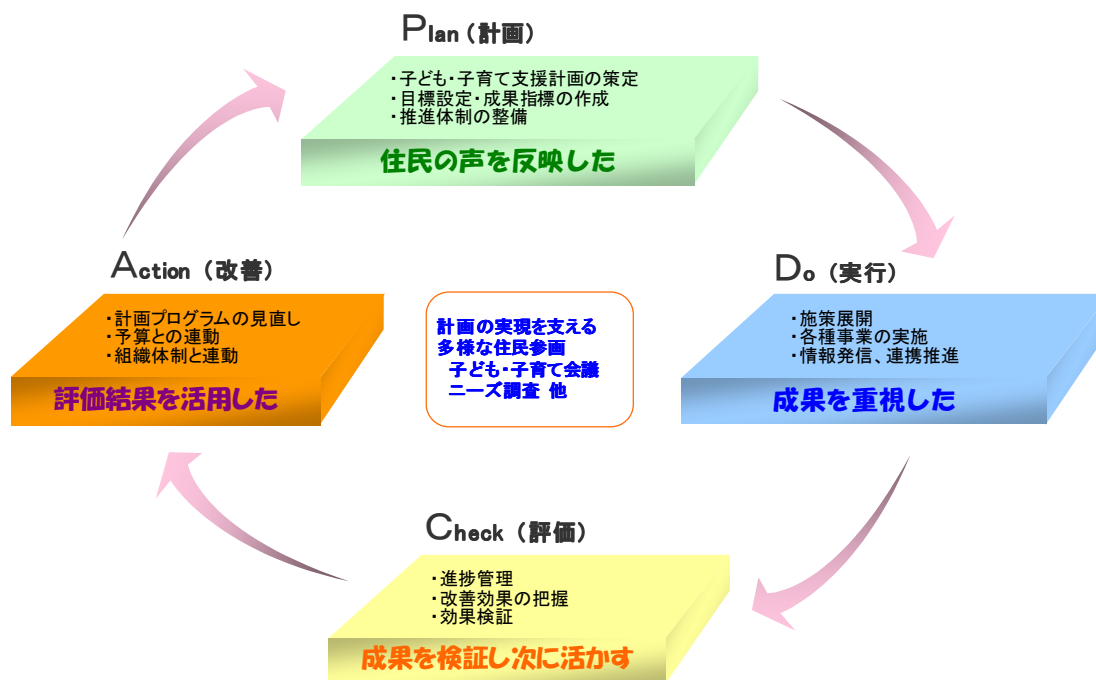
4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、高鍋町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

5 計画の見直し

計画の見直しに際しては「PDCAサイクル」の考え方を導入し、町民と本町が協働で子育て支援を実現するため、多様な町民参画の機会を取り入れたサイクルが実現できることを目指します。



6 計画策定に向けた体制と取組

(1) 子ども・子育て会議の設置

「高鍋町子ども・子育て会議」は、「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」第 77 条第 1 項に基づき、市町村の合議制の機関である「地方版子ども・子育て会議」として設置しています。

また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例により設置する本町の附属機関です。

(2) 計画策定に向けた主な取組

本計画策定に向けた主な取組を時系列で表すと、以下の通りとなります。

平成 25 年度	
平成 25 年 11 月～12 月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
平成 26 年 1 月 30 日	平成 25 年度 第 1 回高鍋町子ども・子育て会議
平成 26 年 3 月 27 日	平成 25 年度 第 2 回高鍋町子ども・子育て会議

平成 26 年度	
平成 26 年 5 月 29 日	平成 26 年度 第 1 回高鍋町子ども・子育て会議
平成 26 年 7 月 3 日	平成 26 年度 第 2 回高鍋町子ども・子育て会議
平成 26 年 11 月 27 日	平成 26 年度 第 3 回高鍋町子ども・子育て会議
平成 27 年 1 月 15 日	平成 26 年度 第 4 回高鍋町子ども・子育て会議
平成 27 年 2 月～3 月	パブリックコメント実施
平成 27 年 3 月 12 日	平成 26 年度 第 5 回高鍋町子ども・子育て会議

第2章 子ども・子育て支援新制度について

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子育て支援新制度の基本的な方向

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実



一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる
社会の実現

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指しています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとしています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（旧保育ママ）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することを目指しています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを行うこととしています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとしています。

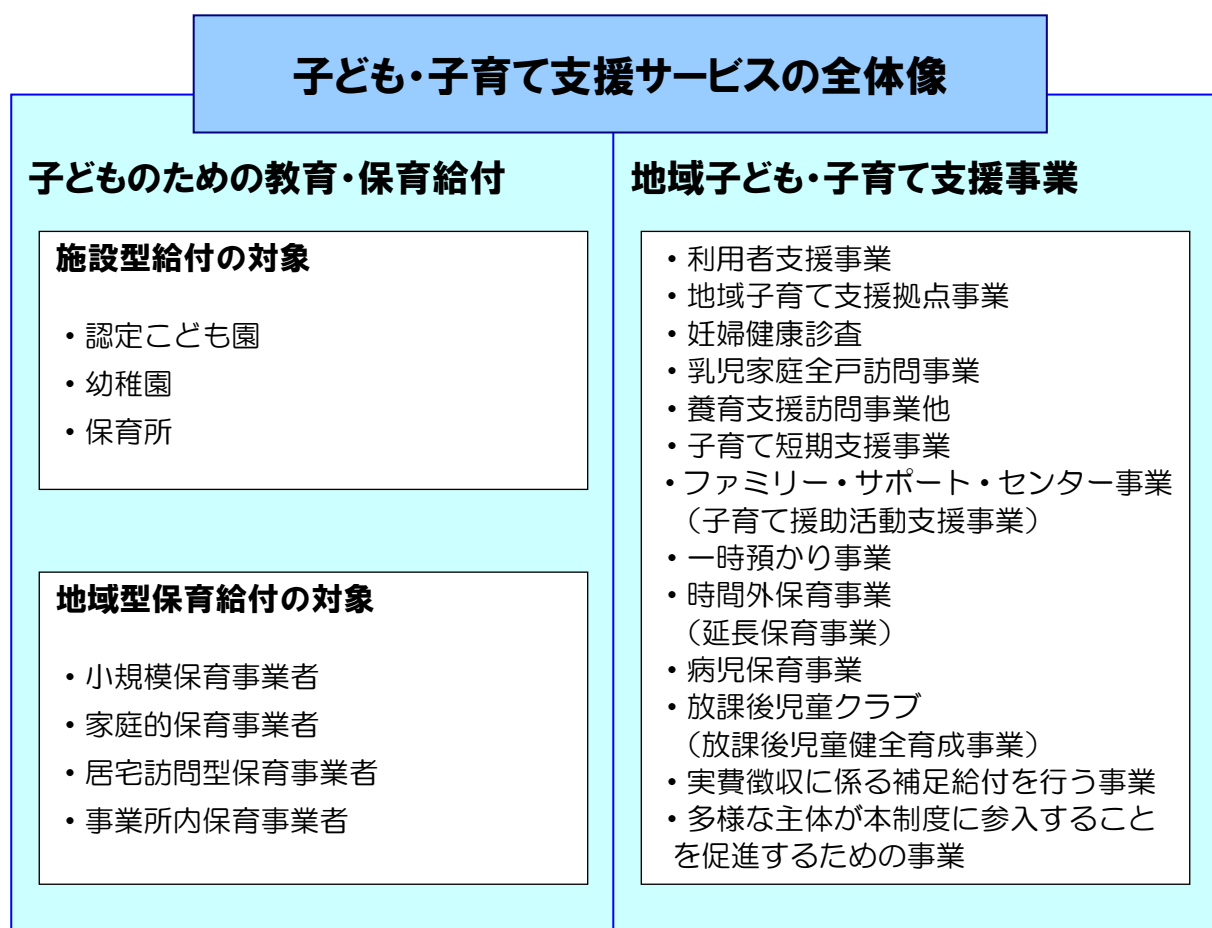
また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取組によって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

2 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



3 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント 1 事業量の調整単位として適切か	ポイント 2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえている ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

本町においては、本町全体を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

4 3つの認定区分について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

(1) 1号認定(教育標準時間認定)

子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合。

利用先：幼稚園、認定こども園

(2) 2号認定(満3歳以上・保育認定)

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。

利用先：保育所、認定こども園

(3) 3号認定(満3歳未満・保育認定)

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

5 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行うこととされています。

なお、保育の必要性の認定に当たっては、（１）保育を必要とする事由（保護者の就労、疾病など）、（２）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の２区分）、（３）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の３点が考慮されます。

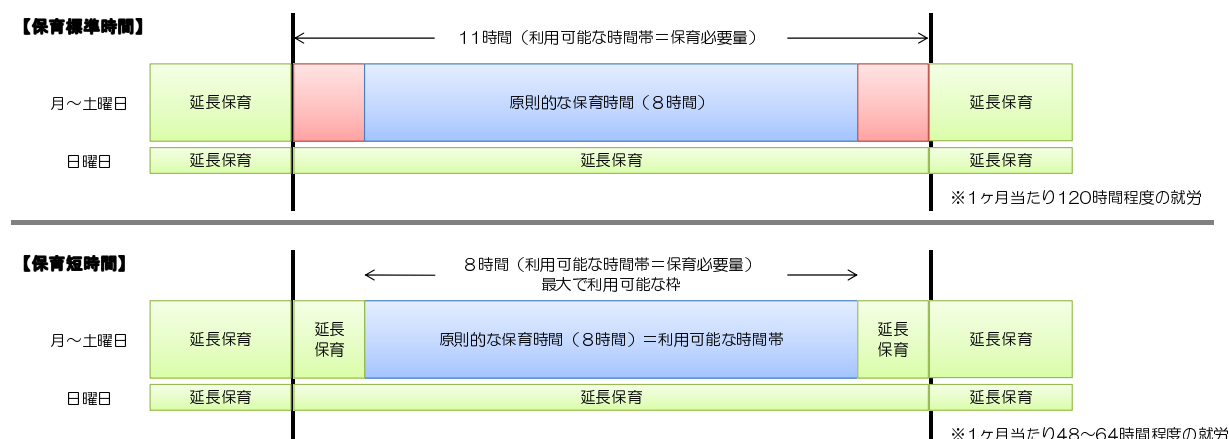
（１）保育を必要とする事由

- ① 就労
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要である事
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

（２）保育の必要量

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の２区分を設定し、この２つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように月曜日～土曜日開所の場合）



(3) 優先利用への該当

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障がい有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨ その他市町村が定める事由

6 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」とあわせて「確認」を受けることが必要となっています。

本町においては、今後新たな事業所の参入等に対応できるよう、関係条例の整備を始め、必要な手続きを行います。

【認可と確認における根拠法と所管の関係】

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	宮崎県	子ども・子育て支援法	高鍋町
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型	保育所部分：児童福祉法			
		地方裁量型	—			
	幼稚園		学校教育法			
	保育所		児童福祉法			
地域型	小規模保育		児童福祉法	高鍋町		
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					

7 量の見込みと確保方策

(1) 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数（＝保育利用率）を以下のとおり設定します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3 歳未満 推計人数	536 人	511 人	503 人	493 人	484 人
3 歳未満 利用定員数	319 人	309 人	337 人	337 人	337 人
保育利用率	59.5%	60.5%	67.0%	68.4%	69.6%

(2) 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

① 教育・保育の量の見込みと確保方策

各年度の「教育・保育の量の見込みと確保方策」については、次のとおり設定します。

なお、各年度の量の見込みは1年間の見込み量となっています。

(単位：人)

1 年目 (平成 27 年度)		1号認定(3～5歳) 学校教育のみ	2号認定(3～5歳) 保育の必要性あり	3号認定(0～2歳) 保育の必要性あり
①量の見込み		111	422	333
② 確保 の 内 容	認定こども園	30	30	18
	幼稚園	105	-	-
	保育所	-	348	282
	地域型保育事業	-	-	19
②－①		24	▲44	▲14

(単位：人)

2年目 (平成 28年度)		1号認定(3～5歳) 学校教育のみ	2号認定(3～5歳) 保育の必要性あり	3号認定(0～2歳) 保育の必要性あり
①量の見込み		112	424	315
②確保の内容	認定こども園	110	70	36
	幼稚園	-	-	-
	保育所	-	348	282
	地域型保育事業	-	-	19
②－①		▲2	▲6	▲6

(単位：人)

3年目 (平成 29 年度)		1号認定(3～5歳) 学校教育のみ	2号認定(3～5歳) 保育の必要性あり	3号認定(0～2歳) 保育の必要性あり
①量の見込み		110	419	310
②確保の内容	認定こども園	110	70	36
	幼稚園	-	-	-
	保育所	-	348	282
	地域型保育事業	-	-	19
②－①		0	▲1	27

(単位：人)

4年目 (平成 30 年度)		1号認定(3～5歳) 学校教育のみ	2号認定(3～5歳) 保育の必要性あり	3号認定(0～2歳) 保育の必要性あり
①量の見込み		108	409	305
②確保の内容	認定こども園	110	70	36
	幼稚園	-	-	-
	保育所	-	348	282
	地域型保育事業	-	-	19
②－①		2	9	32

(単位：人)

5年目 (平成31年度)		1号認定(3～5歳) 学校教育のみ	2号認定(3～5歳) 保育の必要性あり	3号認定(0～2歳) 保育の必要性あり
①量の見込み		103	390	299
②確保の内容	認定こども園	110	70	36
	幼稚園	-	-	-
	保育所	-	348	282
	地域型保育事業	-		19
②-①		7	28	38

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各年度の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、次のとおり設定します。

なお、各事業の量の見込みは1年間の見込み量となっています。

ア)地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(単位：人日)	1,531	1,461	1,436	1,409	1,382
確保方策(単位：か所)	1	1	1	1	1

イ)一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	①1号認定による利用(単位：人日)	1,669	1,677	1,654	1,617	1,542
	②2号認定による利用(単位：人日)	25,776	25,905	25,553	24,983	23,824
確保方策	一時預かり事業(単位：人日) (在園児対象型)	27,445	27,582	26,637	26,600	25,366

ウ)一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：人日）		5,837	5,706	5,620	5,504	5,328
確保 方策	一時預かり事業（単位：人日） （在園児対象型を除く）	5,537	5,406	5,320	5,204	5,028
	子育て援助活動支援事業（単位：人日） （病児・緊急対応強化事業除く）	200	200	200	200	200
	子育て短期支援事業（単位：人日） （トワイライトステイ）	100	100	100	100	100

エ)病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：人日）		1,500	1,470	1,448	1,418	1,371
確保 方策	病児保育事業（単位：人日）	792	792	1,348	1,318	1,271
	子育て援助活動支援事業（単位：人日） （病児・緊急対応強化事業）	100	100	100	100	100

オ)子育て援助活動支援事業(就学後)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：人日）		0	0	0	0	0
確保方策（単位：人日）		0	0	0	0	0

カ)放課後児童健全育成事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	①低学年（小1～小3）（単位：人）	233	237	243	246	248
	②高学年（小4～小6）（単位：人）	79	82	81	80	82
	①+② 合計（単位：人）	312	319	324	326	330
確保方策（単位：人）		312	319	324	326	330

キ)利用者支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：か所）	0	0	0	0	0
確保方策（単位：か所）	0	0	0	0	0

ク)妊婦に対する健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：人）	2,060	2,035	1,997	1,935	1,910
確保方策（単位：人）	2,060	2,035	1,997	1,935	1,910

ケ)乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：人）	183	180	176	170	167
確保方策（単位：人）	183	180	176	170	167

コ)養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：人）	10	10	10	10	10
確保方策（単位：人）	10	10	10	10	10

サ)時間外保育事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（単位：人）		338	331	326	319	308
確保 方策	時間外保育事業（単位：人）	338	331	326	319	308
	実施箇所数（単位：か所）	7	7	7	7	7

第3章 高鍋町における子どもを取り巻く状況

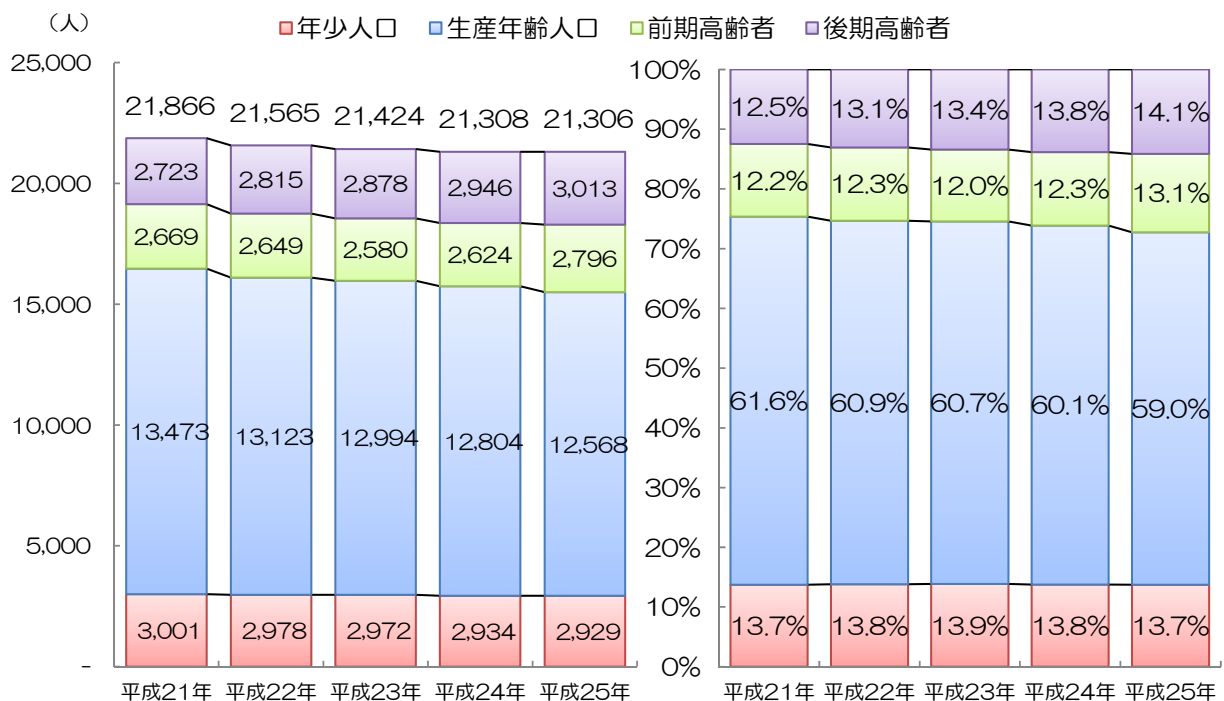
1 人口に関する状況

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成21年に21,866人から平成25年には21,306人となり、560人の減少となっています。3年齢区分別の人口でみると、年少人口・生産年齢は減少している一方、高齢者人口は増加しています。

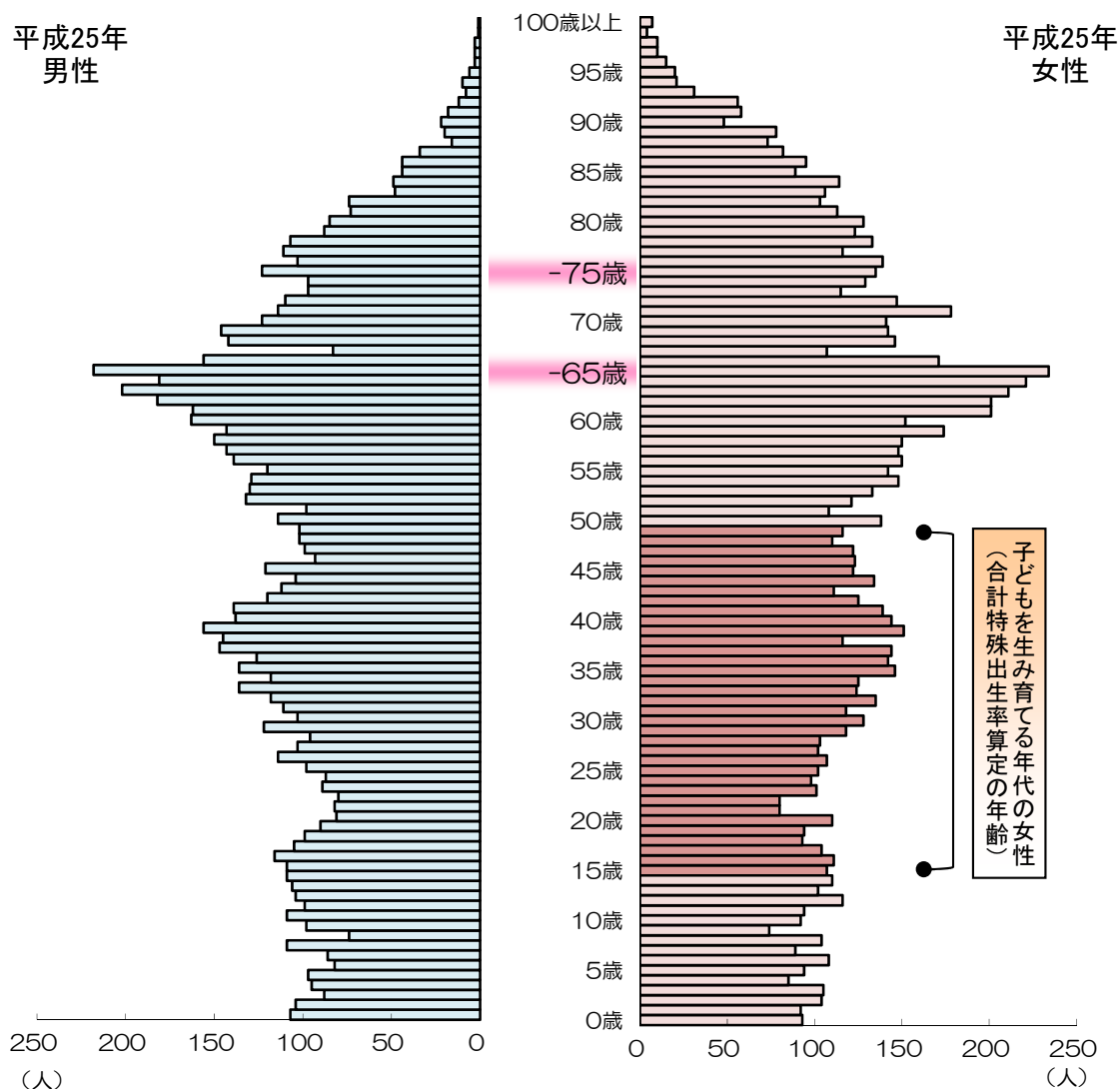
また、平成25年の人口ピラミッドを見ると、18歳から25歳にかけて町外への進学・就職による人口の流出がうかがえます。同時に、子どもを生み育てる年代といわれる15～49歳の女性の状況をみると、15～30歳くらいまでは減少しており、30歳以降は増加しています。

【住民基本台帳人口の推移】



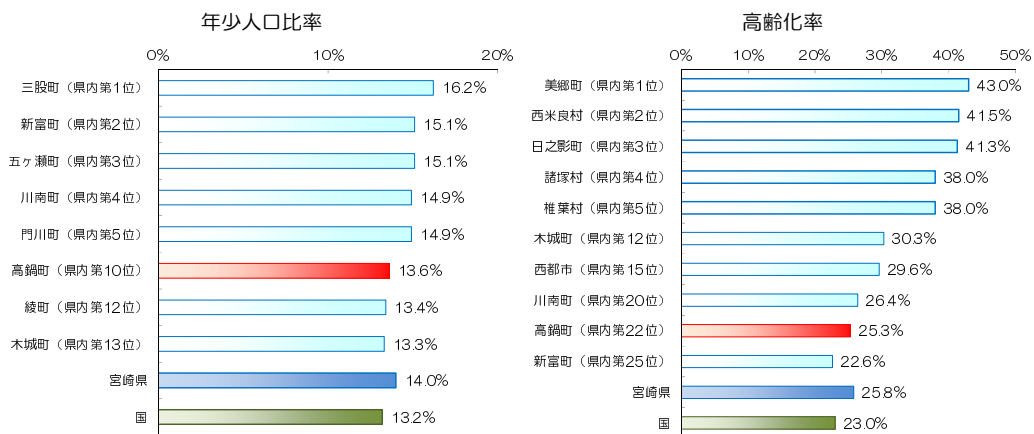
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（平成 25 年 10 月）

【（参考）高齢化率と年少人口比率の比較（県内上位及び近隣市町村の比較）】



資料：国勢調査（平成 22 年）

(2) 将来人口推計

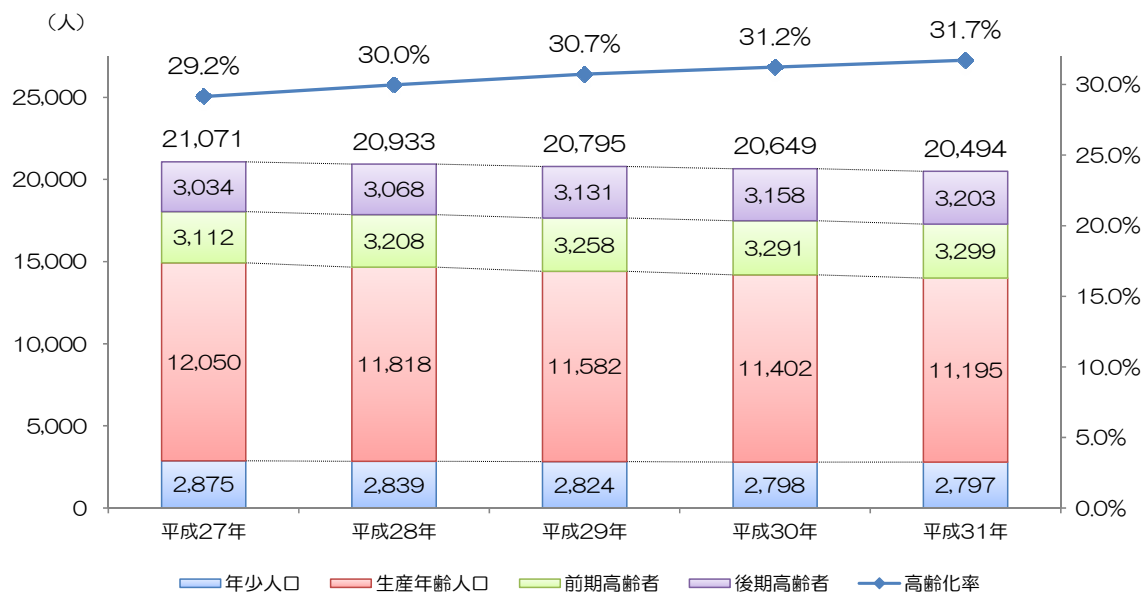
平成21年から平成25年までの人口実績から※コーホート要因法を使用し、人口推計を行った結果、平成31年の総人口は20,494人となる見込みです。

年少人口および生産年齢人口は減少し続けるのに対し、前期高齢者、後期高齢者は増加が続く見込みとなっており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

※コーホート要因法…各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のこと）について、将来自然増減要因（出生、死亡）と将来社会増減要因（転入・転出）という2つの人口変動要因について将来値を仮定し、人口を推計する方法。

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (0～14歳)	2,875	2,839	2,824	2,798	2,797
生産年齢人口 (15～64歳)	12,050	11,818	11,582	11,402	11,195
前期高齢者 (65～74歳)	3,112	3,208	3,258	3,291	3,299
後期高齢者 (75歳以上)	3,034	3,068	3,131	3,158	3,203
総人口	21,071	20,933	20,795	20,649	20,494
高齢化率	29.2%	30.0%	30.7%	31.2%	31.7%



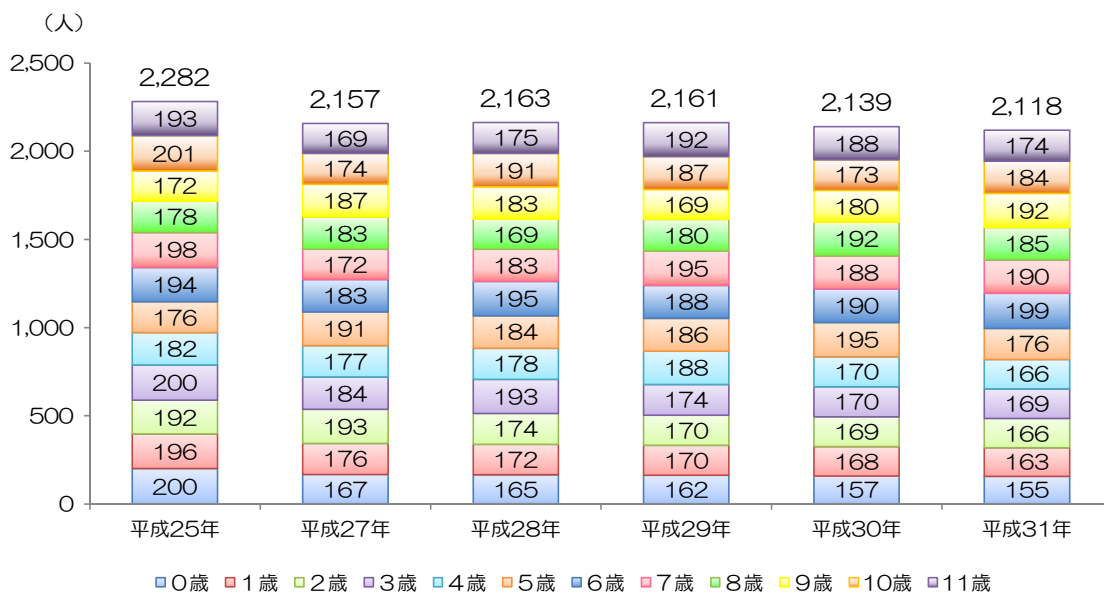
(3) 推計児童人口

高鍋町の11歳以下の人口は今後も減少傾向が続き、平成31年には2,118人になると推計されます。なお、11歳以下の人口が減少しますが、総人口の減少も予想されるため、当面、総人口に対する児童人口の割合は10.3%程度で推移するものと予想されます。

【推計児童人口（比率）の推移】

(単位：人)

区分	現状	推計				
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童人口（0～11歳）	2,282	2,157	2,163	2,161	2,139	2,118
（総人口比）	10.7%	10.2%	10.3%	10.4%	10.4%	10.3%
0歳	200	167	165	162	157	155
1歳	196	176	172	170	168	163
2歳	192	193	174	170	169	166
3歳	200	184	193	174	170	169
4歳	182	177	178	188	170	166
5歳	176	191	184	186	195	176
0～5歳	1,146	1,088	1,067	1,050	1,029	994
6歳	194	183	195	188	190	199
7歳	198	172	183	195	188	190
8歳	178	183	169	180	192	185
9歳	172	187	183	169	180	192
10歳	201	174	191	187	173	184
11歳	193	169	175	192	188	174
6～11歳	1,136	1,068	1,096	1,111	1,111	1,124



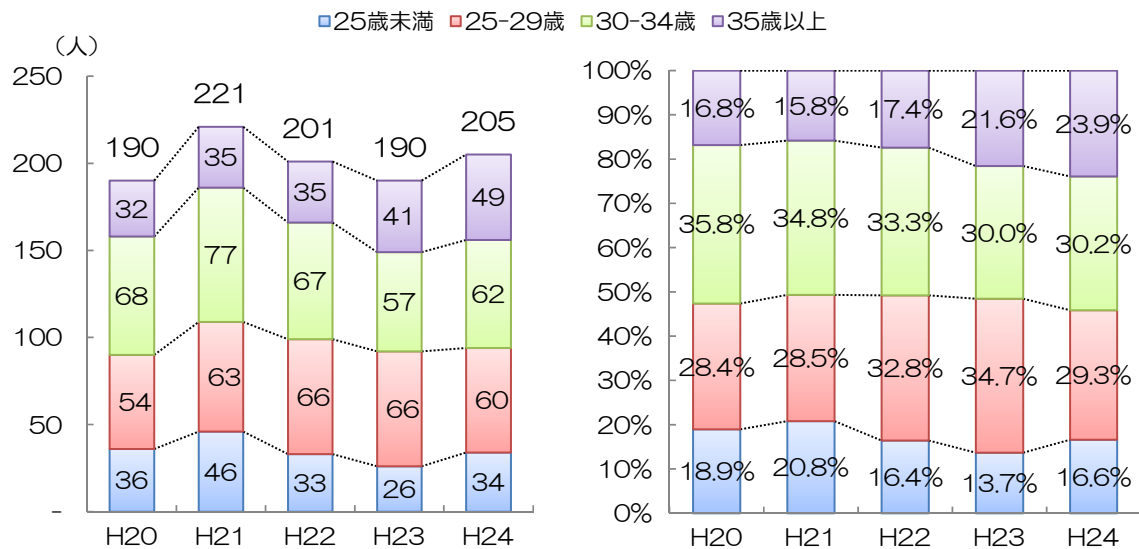
(4) 出生数の状況

出生数は、年度ごとにばらつきがありますが、200 人前後で推移しています。

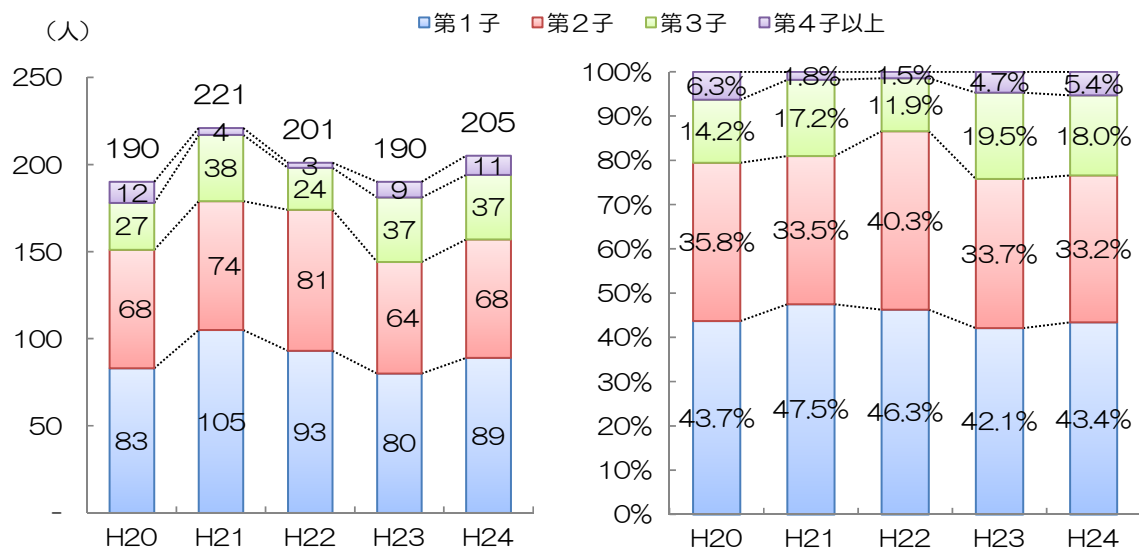
出生数と母親年齢の関係をみると、30 歳から 34 歳の年齢層の割合が 30.2% と最も多く、次いで 25 歳から 29 歳の 29.3% となっています。

一方、出生数と出生順位の関係をみると、第 1 子の割合が平成 21 年をピークに減少傾向となっています。

【出生数と母親年齢】



【出生数と出生順位】



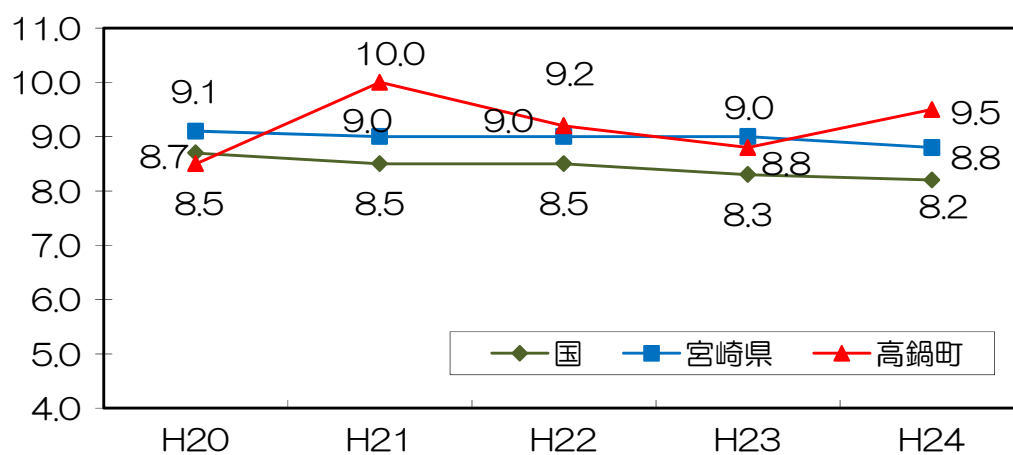
資料：人口動態統計

(5) 出生率と合計特殊出生率について

出生数の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較した出生率は、平成21年、平成24年においては高く推移しています。

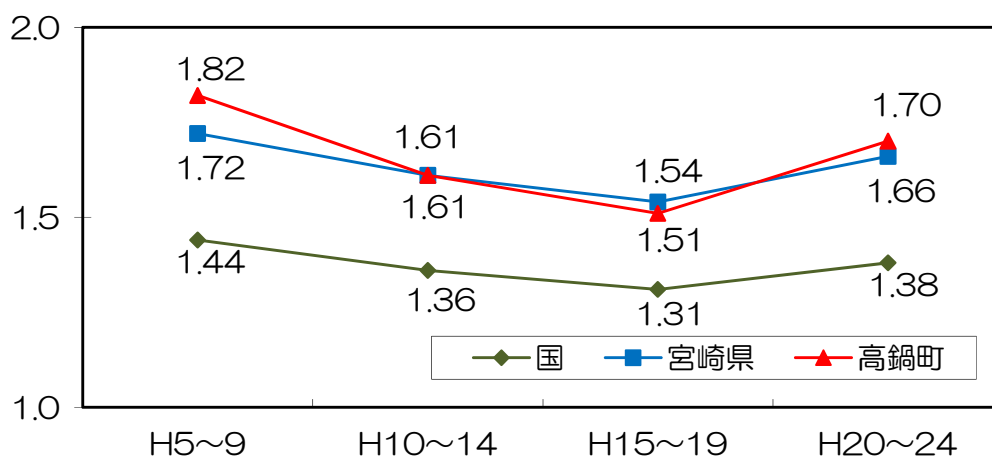
また、合計特殊出生率においても、平成15年～19年を除いては、国・県よりも高く推移しています。合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

【出生率】



資料：人口動態統計

【合計特殊出生率】



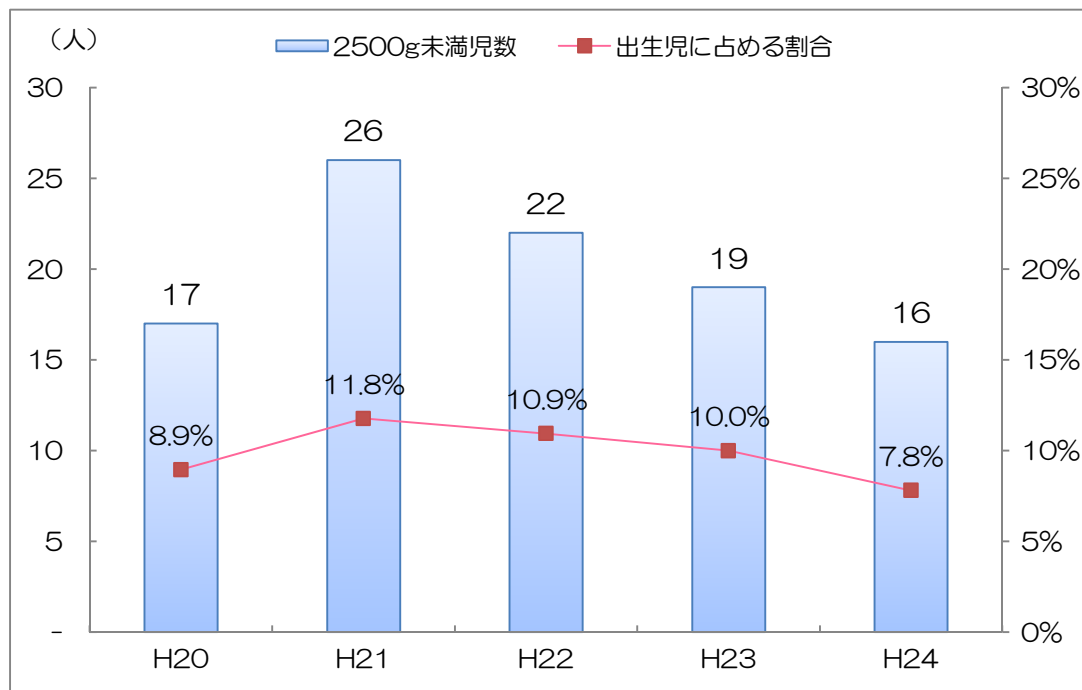
資料：人口動態統計

（６）出生における低出生体重児の状況

低出生体重児とは、出生体重が2500g未満の赤ちゃんのことで、体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。原因は様々ですが、妊婦の喫煙・飲酒や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）等の生活習慣や、妊婦の歯周疾患等の生活習慣病の影響を受けることも、低体重児の出生の原因ではないかとされています。

本町においては、全出生数における低体重児(2500g 未満)の出生の状況は、年度ごとにばらつきがありますが、7パーセントから12パーセントの間で推移しています。

【高鍋町の低体重児（2500g 未満）の出生数と全出生に占める割合】



資料：人口動態統計

(7) 本町の婚姻・離婚に関する状況

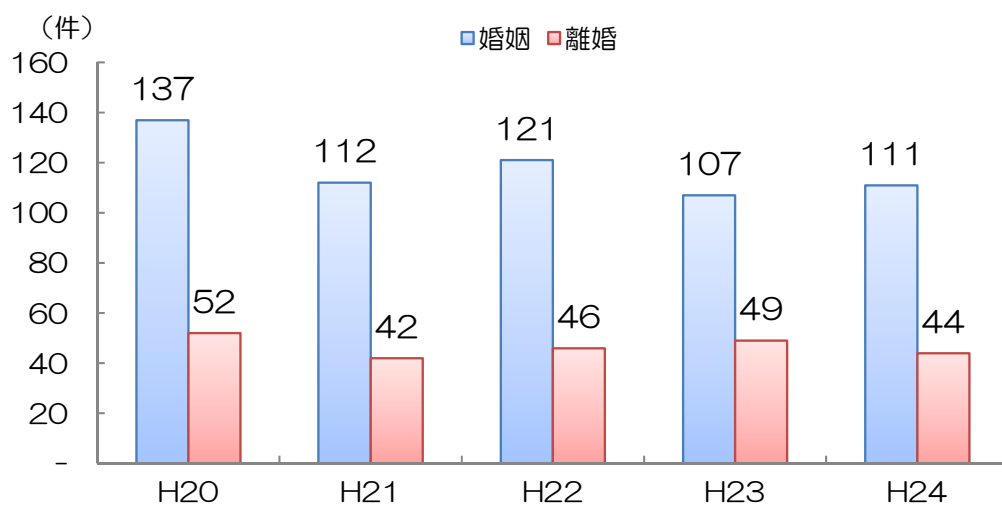
婚姻の件数は、年度ごとにばらつきがあるものの、おおよそ 100 件から 140 件の間で推移しています。

一方、離婚件数については、おおよそ 50 件前後で推移しています。

婚姻・離婚の状況を人口千人あたりに換算して国・県と比較した婚姻率は、平成 20 年を除き同程度で推移しています。

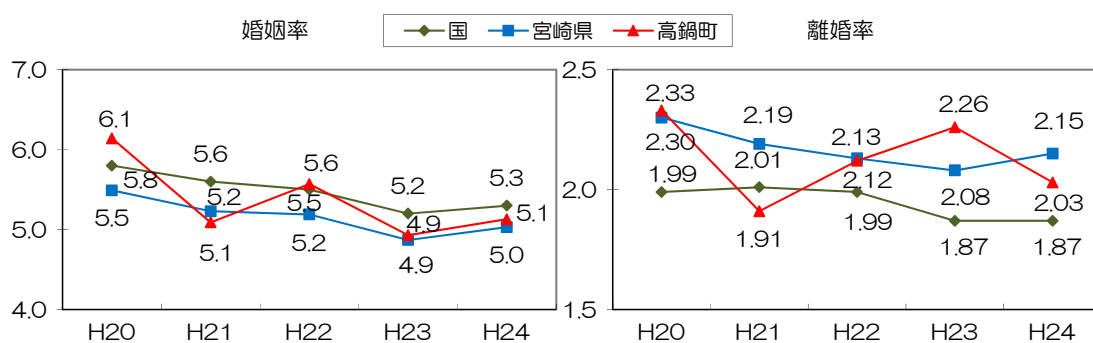
一方、離婚率は、国・県よりも平成 21 年は低く、平成 24 年は高くなっており、他の年においては同程度で推移しています。

【婚姻・離婚の件数】



資料：人口動態統計

【婚姻率・離婚率の比較】



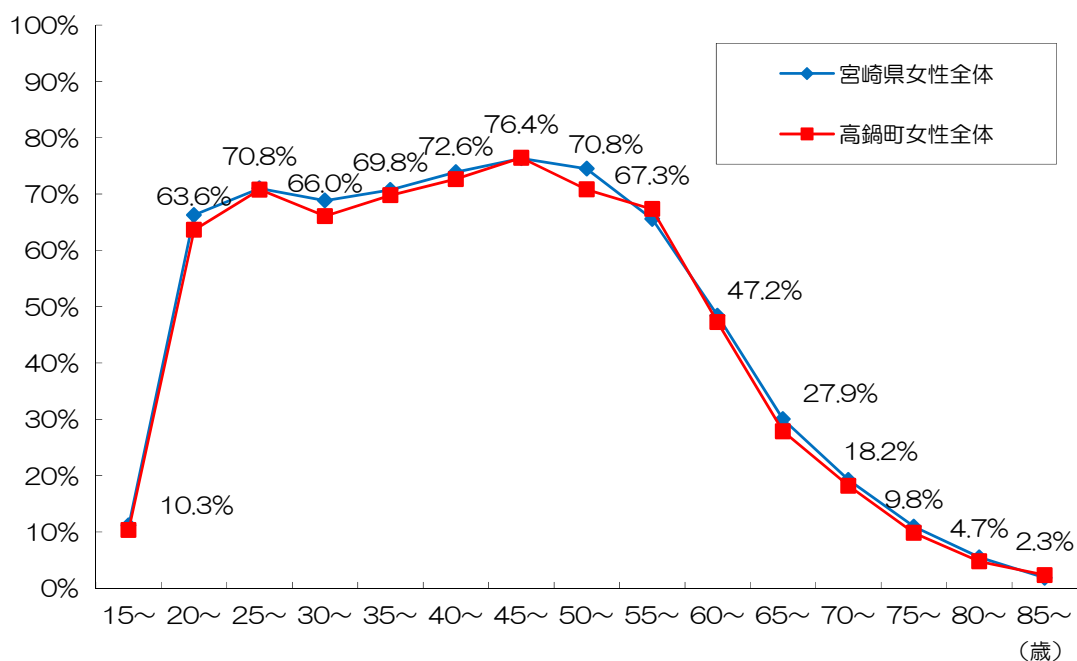
資料：人口動態統計

(8) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における女性の就労状況は、県と比較して同程度で推移しています。

【女性の就労状況】



資料：国勢調査（平成 22 年）

2 目標事業量設定事業の評価

本町は、次世代育成支援行動計画を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間で、子育て支援に関する様々な取組を、総合的かつ計画的に展開してきました。

本評価の目的は、策定時及び中間評価時に設定された目標について、その達成状況を客観的な数値指標で評価することにより、本町の課題を明らかにし、今後の施策に反映させることです。

事業名	目標事業量 (平成 26 年度)	実績 (平成 25 年度)	関係機関等
通常保育事業	7 か所 515 人	7 か所 586 人	健康福祉課
延長保育促進事業	7 か所	7 か所	健康福祉課
一時保育促進事業	7 か所	7 か所	健康福祉課
保育所地域活動事業	5 か所	7 か所	健康福祉課
地域子育て支援センター事業	1 か所	1 か所	健康福祉課
休日保育事業	1 か所	1 か所	健康福祉課 実施保育所
病後児保育事業	1 か所	0 か所	健康福祉課 実施保育所
ショートステイ事業	1 か所	1 か所	健康福祉課
トワイライトステイ事業	1 か所	1 か所	健康福祉課
ファミリーサポートセンター事業	1 か所	1 か所	健康福祉課
預かり保育	3 園	2 園	教育総務課 実施幼稚園
教育相談	3 園	2 園	実施幼稚園
放課後児童クラブ	6 か所	5 か所	健康福祉課

3 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の概要

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査時期

平成25年11月から12月にかけて実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童用、小学校児童用）の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により実施しました。

ア)就学前児童用

町内に在住する0歳～5歳の就学前の子どもをもつ保護者を調査対象としました。調査票は郵送による配布・回収方式としました。

イ)小学校児童用

町内に在住する小学校1年生～6年生の子どもをもつ保護者を調査対象としました。調査票は郵送による配布・回収方式としました。

③ 配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	862	243	28.2%
小学校児童用	863	272	31.5%
合 計	1,725	515	29.9%

④ 集計処理について

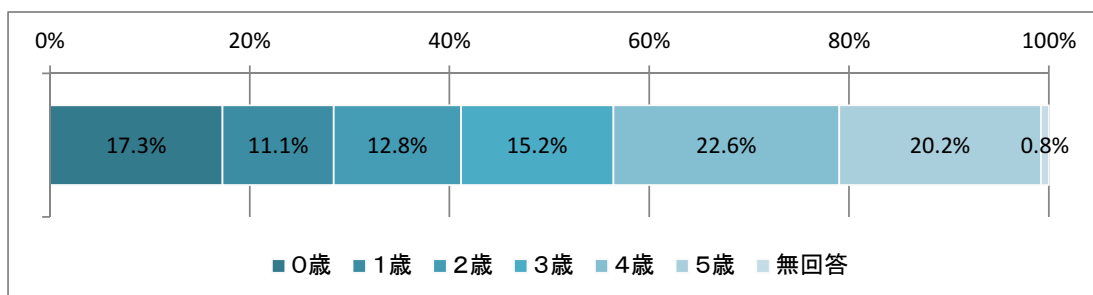
- ・調査票の設問に少しでも回答のあるものを有効回答とし、まったく回答のないものについては無効としてすべての集計対象から除外しました。また、回答すべき設問に回答のない場合は、いずれも「無回答」として集計しました。
- ・集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

(2) 調査結果について

① 調査回答者の属性

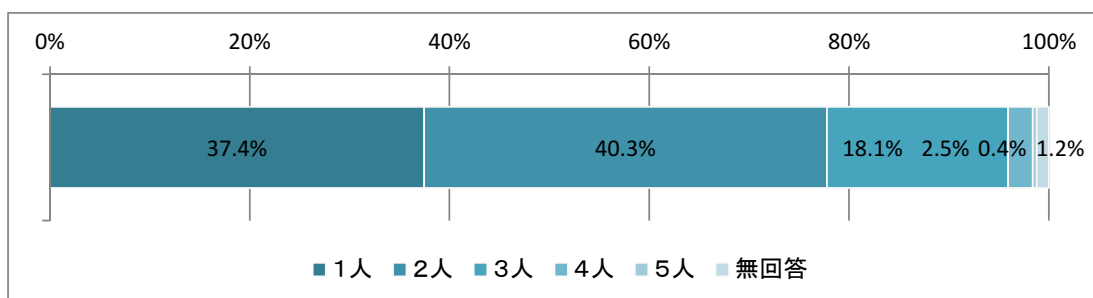
ア)子どもの年齢

「4歳」が22.6%と最も多く、次いで、「5歳」の20.2%、「0歳」の17.3%の順となっています。



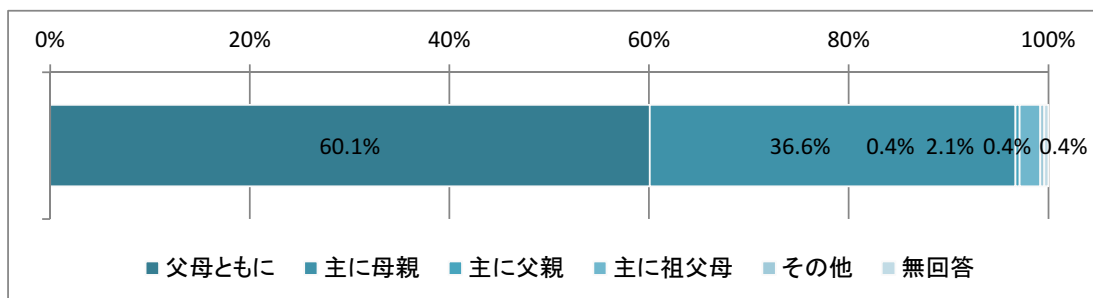
イ)子どもの人数

「2人」が40.3%と最も多く、次いで、「1人」の37.4%、「3人」の18.1%の順となっています。



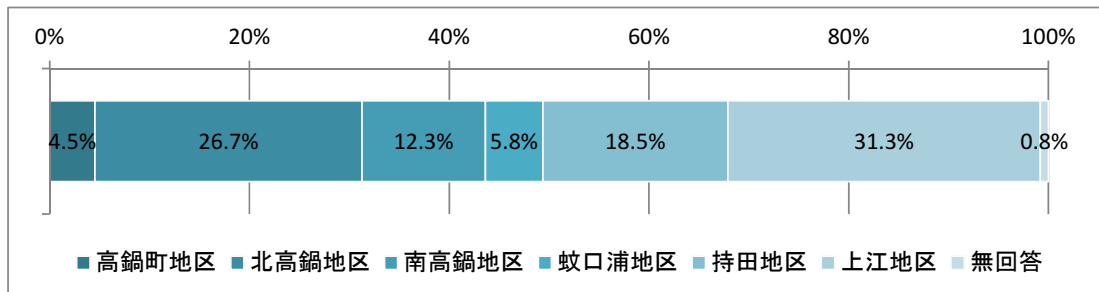
ウ)主となって子育てを行っている人

「父母ともに」が60.1%と最も多く、次いで、「主に母親」の36.6%、「主に祖父母」の2.1%の順となっています。



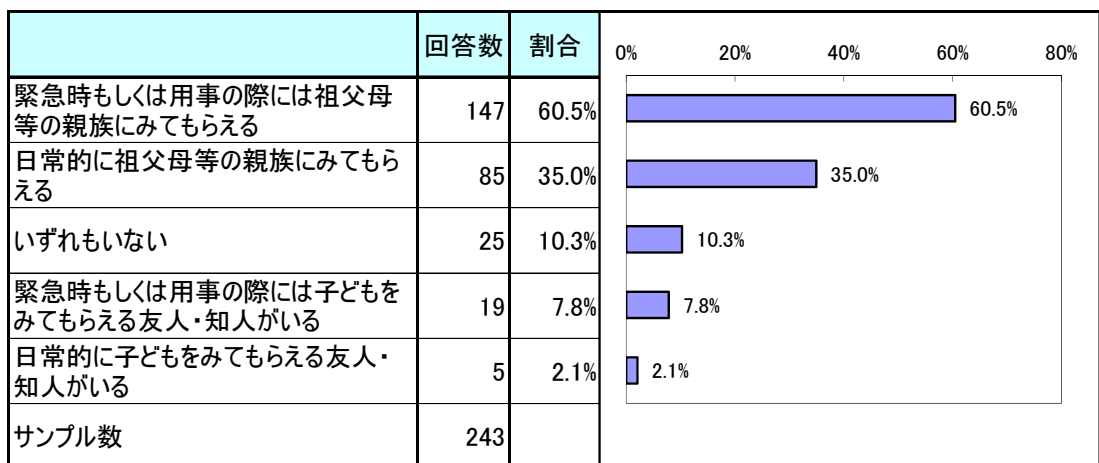
エ)居住地区

「上江地区」が 31.3%と最も多く、次いで、「北高鍋地区」の 26.7%、「持田地区」の 18.5%の順となっています。



② 子どもを預けることができる環境

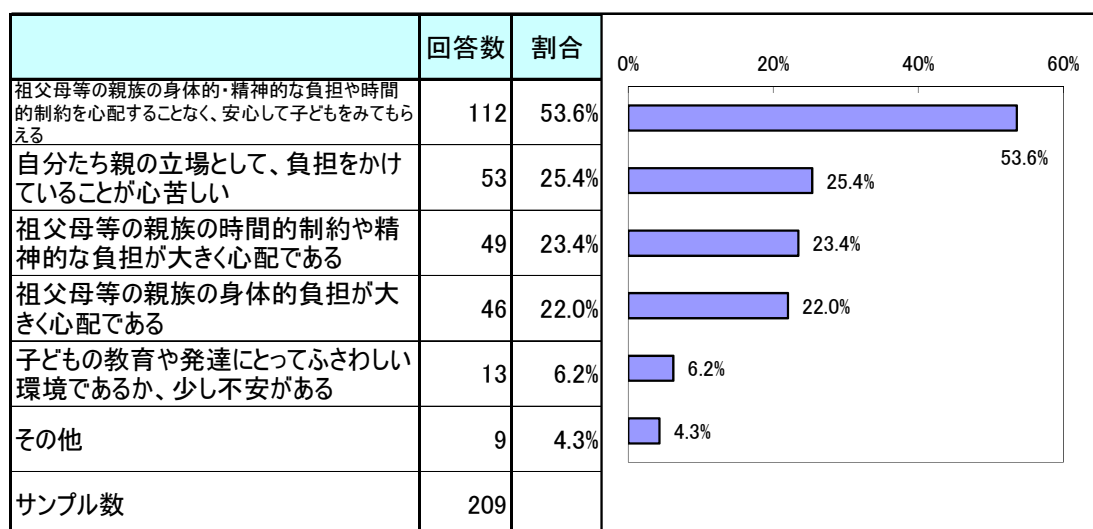
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 60.5%と最も多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の 35.0%、「いずれもない」の 10.3%の順となっています。身近な地域に子育てを支え合えるような祖父母や、知人がいない世帯が1割程度存在することがうかがえます。



また、祖父母等の親族に預かってもらう際に、どのように感じているかでは、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が53.6%と最も多く、次いで、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」の25.4%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」の23.4%の順となっています。

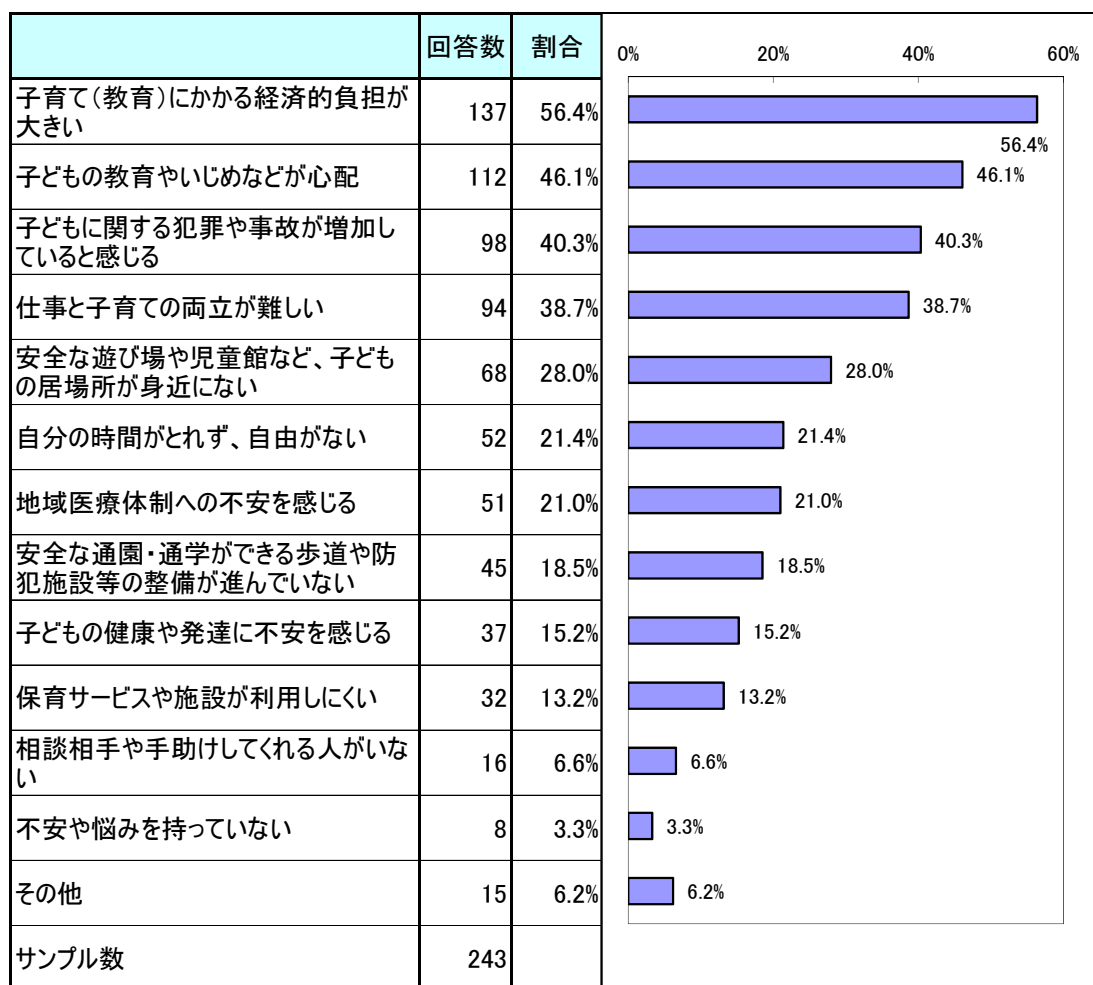
親としての責任を感じながら、祖父母等の助力を得ている様子がうかがえます。

本計画では、子育て世帯が地域の見守りの輪の中で安心感を持って子育てを行っていただけることを目指していることから、今後、子育て世帯にとって、これらの地域活動団体や行政関係が気軽に相談できる相手となるような雰囲気をつくることが重要となります。



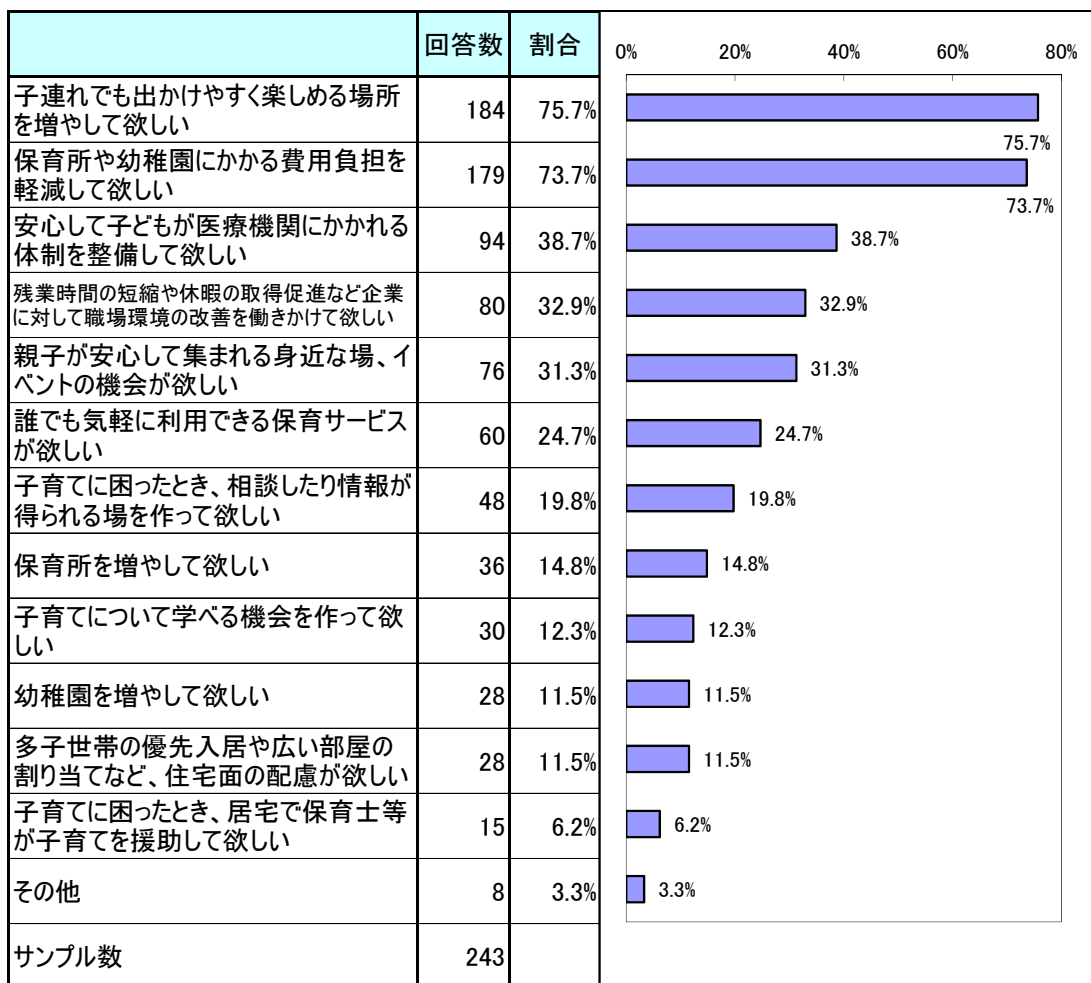
③ 子育てに関して日頃悩んでいること、または気になること

「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が56.4%と最も多く、次いで、「子どもの教育やいじめなどが心配」の46.1%、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」の40.3%の順となっています。育児の具体的な悩みに寄り添い、その解消の一助となるような支援や相談体制を構築することが求められています。



④ 充実を図ってほしい子育て支援

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が75.7%と最も多く、次いで、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」の73.7%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」の38.7%の順となっています。考慮すべき課題として検討する必要があります。



第4章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本計画は、「第五次高鍋町総合計画」の将来像である『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』の実現に向けて、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、目標を住民や関係者と共有しながら総合的かつ計画的に推進していくことを目的に策定するものです。

本計画では、子育ては、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築することを目指して、以下の基本理念を定めます。

「子どもと親が自ら学び・育つまち たかなべ」

少子化、核家族化が進行する昨今、子育て家庭や子ども自身を取り巻く環境は厳しさを増しています。本町では、自分の生まれ育った町に誇りを持ち、この町で子育てをしたいと思えるようなまちづくりを目指し、子どもの声や子育て家庭の要望を速やかに反映できるよう、行政と町民が一体化した推進体制を構築することや、関係機関やボランティア団体などと密に連携した協働体制の確立に努めます。

2 基本的な視点

基本理念の下、本町では、以下の10項目を基本的な視点として推進します。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、本町の子育て支援の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を推進します。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を推進します。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、計画の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を推進します。

(4) 社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国・県・本町だけでなく、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

そのため、結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目なくサービスが提供されるよう、本町、地域活動団体及び企業を始めとする関係者が連携し、本町の実情に応じて創意工夫した子育て支援施策の展開を図ります。

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、「結婚・妊娠・出産支援」を強く意識した取組を推進し、切れ目のない支援を提供することにより、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

(7) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策を広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することで、よりきめ細やかな子育て支援を実現し、子育ての孤立等の解消を図ります。

同時に、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、国・県や近隣市町村と連携し、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえた取組を推進します。

（８）地域における社会資源の効果的な活用の視点

本町の子育て支援施策は、保育士等の専門的知識及び技術をもつ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われています。

本町においては、様々な地域活動団体、民間事業者、児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな地域人材も多く、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した子育て支援を推進します。

（９）サービスの質の視点

子どもとその保護者が、安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要となります。そのため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を推進します。

（１０）地域特性の視点

国は、都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性を踏まえた主体的な取組を求めています。そのため、本町の地域特性と社会資源を整理し、本町の実情に応じた子育て支援施策を近隣市町村と連携して推進します。

3 基本目標

前項目「２ 基本的な視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

（１）地域における子育て支援

子どもにとっての幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができ、子どもの健全な成長を地域全体で見守る体制を整備するため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報提供や地域における子育てネットワークの形成促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

- ① 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
- ② 町民による子育て支援サービスの充実
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 子どもの健全育成
- ⑤ 子育て支援に関する行政サービスの充実
- ⑥ 子育て中の親が交流等できる場づくり

(2) 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを生み、育て、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子保健の取り組むべき方向を明らかにし、安心して妊娠・出産ができ、ゆとりを持って子育てができるように、家庭や地域の環境づくりを推進します。

また、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・支援を強化するとともに、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親を育成する基盤の構築に取り組みます。

- ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ② 思春期保健対策の充実
- ③ 「食育」の推進
- ④ 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- ⑤ 小児医療の充実

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな感性を持ち、その個性を十分に伸ばし、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制を構築することは大変重要です。家庭と学校、家庭と地域など、家庭がそれぞれの地域資源とのネットワークを持ち、子どもを生み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開していくとともに、学校や遊び、日常の暮らしを通して、子どもの無限の可能性を引き出し育む教育の向上・充実に取り組みます。

- ① 次代を担う若い世代への支援
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 幼児教育の充実
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや保護者が、安全で安心して快適な生活が送れる居住空間や、のびのびと活動ができる空間を整備します。また、子育ての実態に配慮しながら、安全で安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進するとともに、これらを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

- ① 安全な道路環境の整備
- ② 子どもたちが安心して生活することができる環境の整備

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育ては、男女がお互いの違いを認め合い、役割分担の意識を理解して協力し合いながら仕事と子育ての両立ができる環境をつくることが何より大切です。そのためには、子育て中の家庭の負担軽減策を図るとともに、男性を含めた働き方や就業体制を見直すことが必要です。本町では、県、事業主、地域住民、関係団体等と連携を図りながら、広報・啓発活動を推進します。

- ① 「仕事と子育ての両立支援」の推進についての普及啓発
- ② 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

(6) 子どもの安全の確保

子どもを取り巻く環境を考えたとき、向う三軒両隣といった隣近所との関わり方は以前のように豊かではなくなり、そのことは、子どもの成長に少なからず影響しています。一方、近年の犯罪は、核家族化や都市化などの予想し得る社会現象によるものだけでなく、ネット犯罪に代表されるように、時空を超え距離感を麻痺させ、顔の見えない悪質な犯罪が増加しています。子どもを交通事故や犯罪などの危険から守るために、関係機関等と緊密に連携した活動を推進し、子どもが一人歩きしても不安を感じない安全なまちづくりに取り組みます。

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策をはじめ、ひとり親家庭等への自立支援や障がい児への支援を必要とする家庭に対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解や無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実

4 重点施策体系

基本理念

「子どもと親が自ら学び・育つまち たかなべ」

基本的な視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) サービスの利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和の実現の視点
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- (7) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (9) サービスの質の視点
- (10) 地域特性の視点

子ども・子育て支援

次世代育成支援

基本目標 1

地域における子育て支援

- ① 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
- ② 町民による子育て支援サービスの充実
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 子どもの健全育成
- ⑤ 子育て支援に関する行政サービスの充実
- ⑥ 子育て中の親が交流等できる場づくり

基本目標 2

母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ② 思春期保健対策の充実
- ③ 「食育」の推進
- ④ 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- ⑤ 小児医療の充実

基本目標 3

子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次代を担う若い世代への支援
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 幼児教育の充実
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

- ① 安全な道路環境の整備
- ② 子どもたちが安心して生活することができる環境の整備

基本目標 5

職業生活と家庭生活との両立の推進

- ① 「仕事と子育ての両立支援」の推進についての普及啓発
- ② 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

基本目標 6

子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標 7

要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実

第5章 施策の展開

1 基本目標1 地域における子育て支援

(1) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行、共稼ぎ世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

また、子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育環境の整備が必要です。

【保育所の現状】

※ 定員と入所率

本町の平成26年度の保育所数は、公立保育所1、私立保育所6の合計7か所となっています。

就労意向の保護者が増加していることから、保育所の利用が増加している状況にあります。

【保育所の入所率】

各年度4月1日現在

年度	か所数	定員（人）A	入所児童数（人）B	入所率B/A
平成22年度	7	505	531	105.1%
平成23年度	7	510	562	110.2%
平成24年度	7	510	555	108.8%
平成25年度	7	510	586	114.9%
平成26年度	7	520	643	123.7%

【幼稚園の現状】

※ 定員と入所率

本町の平成26年度の幼稚園数は、私立幼稚園2か所となっています。

近年、少子化が進み、更には共働き家庭やひとり親家庭が増えた事による保育ニーズの増加から、幼稚園への入園児童数が減少している傾向にあります。

このことから、幼稚園では、預かり保育や教育相談等、多様なサービスの充実に努めています。

なお、本町においては平成27年に1か所、平成28年に1か所が認定こども園へ移行予定です。

【幼稚園の入所率の推移】

(各年度5月1日現在)

年度	か所数	定員（人）A	入所児童数（人）B	入所率B/A
平成24年度	2	345	176	51.0%
平成25年度	2	345	163	47.2%
平成26年度	2	345	163	47.2%

【取組の方向】

子育て家庭の生活実態や意向、地域の実情を十分に踏まえ、教育・保育の量の確保と質の向上を図ります。また、幼児教育と保育の一体的な提供ができる認定こども園の普及を推進するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校との連携により、小学校就学への円滑な移行を推進します。

【具体的施策】

① 施設型保育給付

ア)認定こども園

就学前の子どもに関する教育・保育や地域での子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が円滑に推進されるよう支援します。

イ)幼稚園

幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。

ウ)保育所

保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めます。

② 地域型保育給付

ア)家庭的保育

家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースで、家庭的な雰囲気のもと、少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を対象に保育を実施する事業です。

子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、ニーズに応じて計画的に整備を進めます。

イ)小規模保育

保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満。）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。

子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、ニーズに応じて計画的に整備を進めます。

ウ)居宅訪問型保育

保育を必要とし、障がいや疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳未満）の居宅で1対1を基本とする保育を実施する事業です。

子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、ニーズに応じて計画的に整備を進めます。

エ)事業所内保育

企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設で、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。

子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、企業の意向や地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。

(2) 町民による子育て支援サービスの充実**【現状と課題】**

核家族化の進行、就労環境の変化、人間関係の希薄化等の様々な要因により、子育てに対する不安や負担感を感じている人は以前より増し、孤立化した中で子育てをしている家庭も少なくありません。

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭環境を整備するとともに、すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取組が必要であり、地域全体が子どもや子育てを見守り、支えていくことが現在の最も重要な課題です。

そのためには、行政のみがサービスの担い手として働きかけるだけでは限界があり、NPO、子育てサークル、各種団体、地域の高齢者等といった町民の役割も今後大きく必要とされることから、地域全体で子育てを支援するネットワークづくりをすることが必要です。

【取組の方向】

子どもの育成は、子どもをもつ家庭が、子育てに喜びを実感できるような社会を形成することが大切です。

本町では、すべての住民が子育てに関心を持つような地域づくりを実現するため広報・啓発に力を入れます。

【具体的施策】

① 居宅等において児童の養育を支援する事業

子どもの一時預かり等、急なニーズに対応すべく地域の社会資源を充分かつ効果的に活用する視点から、子育てに関係するすべての窓口においてパンフレット等の配布を行い情報提供に努めます。

② 子育てサークル等に対する公共施設の活用

乳幼児を持つ親を中心とした子育てサークル等の活動に対しては、近隣の親子が交流する場、子育てについての相談や情報交換を行ったりする場として、健康づくりセンター等を開放していきます。

③ 既存の人的資源を活用した取組の推進

従来の地域が担ってきた互いに助け合い子育てをしていく環境が変化してきていることから、従来の保育所や行政のサービスだけでは十分とはいえません。そこで現在、女性団体の子育て支援事業として、地域婦人連絡協議会による託児ボランティア・子育て相談等が実施されています。また、NPOによる子育て支援ルームを開設し、子どもを持つ母親同士の交流や子育て相談、更には、地域の高齢者や大人の特技を生かした交流活動を行う事業も進めていきます。

今後も、このような地域の婦人団体、高齢者や子育て経験者、NPO、若い世代のボランティア等人材資源を活用していけるよう検討し、取組を進めていきます。

(3) 保育サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出や就労形態の変化に伴い、延長保育、一時預かり保育、休日保育等の多様な保育ニーズと在宅保育者への子育て支援も視野に入れ、誰もが必要となときに安心して利用できるようにするための柔軟な保育サービスの提供が必要となっています。

本町では、これまでの「高鍋町次世代育成支援行動計画」に基づき、母子保健の向上、保育サービス等の充実に努めてきましたが、今後は現状及び地域のニーズを的確に把握しながら、町民にとって利用しやすい環境づくりが必要です。

また、保護者が利用しやすくするために保育所・幼稚園の保育サービス利用のための情報提供に努めるとともに、安心して子どもを預けられるよう専門関係職員の質の確保が望まれています。

※ 特別保育の実施状況**● 時間外保育事業（延長保育事業）**

本町では、保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長などの需要に対応するため、通常の保育時間を越えて午後 6 時半（一部 7 時）までの保育を実施しています。

● 一時保育促進事業

本町では、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病等により一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れの解消などの需要に対応するため、保育所において一時的な保育を実施しています。

● 特定保育事業・病後児保育事業・ショートステイ事業

本町では、現在、ショートステイ事業を小規模児童養護施設で行っております。特定保育事業は実施していませんが、病後児保育については平成 27 年度から実施予定の保育園があります。

● トワイライトステイ事業

本事業は、保護者が仕事の都合などで平日の夜間又は休日に子どもを養育できない場合、母子生活支援施設や児童養護保育施設で児童を預かり生活指導や夕食の支援をする事業です。

本町では、現在小規模児童養護施設で本事業を実施しています。

● 休日保育事業

現在、保育所 1 か所で実施しています。

● 保育所地域活動事業

多様化する保育需要に積極的に対応し、地域に開かれた社会資源として保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが求められております。地域の需要に応じた保育所の幅広い活動を促進することにより、児童の福祉の向上を図ることがこの事業の目的です。

さまざまな行事を通して、世代間・異年齢児との交流をしています。

● 地域子育て支援センター事業

この事業の目的は、核家族化の進行、出生率の低下等に対応して、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることです。そのために、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、及び家庭保育を行う者への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことが必要です。

本町では、平成 16 年度より実施しています。

● **障がい児保育**

保育の必要性のある障がい児については、健常な児童とともに保育することがすべての児童の健全な成長を促す上でも望ましい保育の姿であると考え、集団保育が可能な限り障がい児の受入れをしています。また、そのための職員の研修も実施しています。

● **ファミリーサポートセンター**

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織を設立し、地域において育児に関する相互援助を支援します。

核家族世帯の増加によりそれぞれの過程で培われた子育ての方法や技術が途絶えがちになっている状況の中、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが今後求められます。

本町では、平成 20 年度より実施しています。

※ **幼稚園におけるサービス実施状況**

● **預かり保育**

幼稚園では、保護者の就労形態の多様化、長時間の勤務に伴う保育時間の延長に対する要望に応えるため、通常の保育時間を越えて預かり保育を実施しています。

● **教育相談**

育児や教育相談に対する不安やストレスを抱えている保護者への相談や助言などの教育相談を行っています。

● **幼稚園における情報提供**

幼稚園の保護者を対象に、園の生活状況や道德教育、情操教育等の内容を記載した情報誌の発行等、情報の提供を行っています。

【**取組の方向**】

女性の社会進出や就労形態の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応するためには、町民ニーズを踏まえ、保育サービスの利用状況や、国・県の動向、本町としての方針等に基づき新たに目標を設定しながら、一層の保育サービスの充実を図っていくことが必要です。

このため、保育所は、保育サービスを充実させることに重点をおき、効率的な実施体制を確保し、幅広いニーズに対応したサービスの質の確保及び提供を行います。

また、幼稚園においても、預かり保育を推進し、地域の子育て中の親に対する教育相談の充実を図ります。

【具体的施策】**① 必要なときに利用できる保育所・幼稚園の多様な保育サービスの推進**

就労形態の多様化に伴う保育サービスの対応として、延長保育や幼稚園が実施している預かり保育等の各種事業の充実を図ります。

また、在宅育児（専業主婦家庭）を含むすべての子育て家庭を支援するとともに、様々な理由により一時的に子どもを預けたいというニーズに対応するため、一時保育促進事業やファミリーサポートセンター等の支援の充実を図ります。

② 保育士・幼稚園教諭等の質の確保

保育技術を高める研修会はもとより、地域の子育て相談にも対応できるような職員のための研修会や講演会を幅広い内容で実施し、保育・教育の質の向上を目指します。

③ 保育サービス等情報提供の推進

保護者が必要な子育て支援サービス等を利用しやすいように、子育て支援に関する情報を集約したパンフレットやマップを作成・配布し、情報の提供に努めます。

④ 保育所の施設設備等、環境整備の推進

保育所の施設状況については、現在年次的に改修し保育環境の改善に努めているところですが、今後も計画的に改修を進めていきます。

（４）子どもの健全育成**【現状と課題】**

共働き家庭の増加等、保護者の就労により昼間保護者が家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のニーズが年々増大し、多様化してきています。

町内保育所 1 か所、幼稚園 1 か所、小学校 2 か所、児童館 1 か所で実施しています。

今後は、学校と連携しながら居場所のみの提供に限らず、放課後、週末、長期休業日等における子どもを中心とした活動機会の場を提供していく必要があります。

【取組の方向】

※ 児童館等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

すべての子どもを対象として、放課後や週末等に自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

とくに、児童の健全育成の拠点施設の1つである児童館については、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として親子ふれあいの機会を計画的に提供するとともに、中高生の活動拠点として積極的な受け入れと活動の展開を図ります。

※ 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に推進します。

また実施にあたっては、既存施設の有効活用を考え、学校の空き教室や空きスペースの利用などの対応を考えていくとともに、児童館や公民館等の公共施設の積極的活用がされるよう支援します。

【具体的施策】

① 放課後児童クラブの充実

保護者の就労等により、放課後児童クラブのニーズが年々高まり、利用者も増加しています。ニーズ調査結果も踏まえ、学校と連携をとりながら、放課後児童クラブの設置場所や運営方法について検討を行います。

【放課後児童クラブの設置】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
放課後児童クラブの設置	5か所	5か所

② 児童館・学校・公民館・幼稚園等の活用

本町には、児童福祉施設併設型児童館があります。内容も工夫され、1日平均65名の利用があります。

今後は学校と連携しながら、放課後、週末、長期休業日等に、地域における社会資源を活用した、子どもたちの活動の場の提供を推進します。

【小・中学校の校庭・校舎の開放】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
小・中学校の校庭・校舎の開放	2か所	2か所

(5) 子育て支援に関する行政サービスの充実**【現状と課題】**

本町では現在、全世帯配布の「お知らせたかなべ」により最新の子育て支援に関する情報を広報しています。

今後はさらに、育児に関連する行政機関全体の支援体制づくりが必要であり、こうした関連機関等の施策に関する広報啓発活動もますます重要になってくると考えます。

また、保育サービス等に関する苦情等については、第三者機関等による公正な視点での判断に基づく対応が必要です。こうしたサービスの評価により、保育サービスの見直しや利用者に対してわかりやすい情報を提供する必要があります。

【取組の方向】

現在、専門誌やテレビ番組などにより、育児情報等は幅広く提供されていますが、地域での実際に役立つ情報の提供や、個人のニーズにあった対応が求められてきています。

さらに、これからの子育て支援策は広域な分野にわたることが予想され、限られた財源の中ではありますが、現在の情報提供に加えて、町民ニーズに合った子育て支援事業の展開を検討していきます。

また、公正なサービスの評価を行い、利用者にとってわかりやすい情報の提供を、関係機関と一体となって推進していきます。

【具体的施策】**① 子育て支援に関する行政と関係機関との連携**

関係課・関係機関の相互の連携のもとに、毎年度、サービスの実施状況を把握・点検し、各種施策を総合的・計画的に推進します。

また、様々なサービス向上に向けた情報交換ができるよう、関係機関との連携がとれる体制づくりを検討します。

さらに、本町ホームページにおいて、子ども・子育てに関する情報の充実に努めます。

② 経済的支援

経済的支援事業として、児童手当や乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成を実施しています。

今後も、各種事業を活用しながら、経済的支援の推進を図ります。

(6) 子育て中の親が交流等できる場づくり

【現状と課題】

就学前児童の「家庭にいる子ども」については、核家族化の進行等を背景として専業主婦が子育てしている場合が多いものと考えられます。

また、在宅中心の子育てを続けている専業主婦においては、子育てに関する負担感が就労している主婦より大きい傾向にあると指摘されており、負担感を軽減することが課題となっています。

【取組の方向】

現状の中で、専業主婦など子育て中の親や子どもが気軽につどい、交流できるような場所を地域で作っていくことは、子育てに伴う親の不安・負担を軽減し、子どもの健やかな成長を図る上で必要です。

本町では、こうした不安や負担感を軽減できるつどいの場や交流できる場所づくりに向けた働きかけを積極的に推進します。

【具体的施策】

① 地域子育て支援センター事業による交流の場づくり

子育てに不安や悩みを抱える親が気軽につどい、子ども同士を遊ばせながら、親同士も安心した雰囲気の中で相談や意見交換できる「地域子育て支援センター事業」の充実に努めます。

【地域子育て支援センター事業】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
地域子育て支援センター事業	1 か所	1 か所

② 育児サークル等の活動の取組

育児について気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、世代間交流や育児サークル等の紹介・支援を充実させます。

③ 交流の場の提供

子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供に努めます。

2 基本目標2 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

【現状と課題】

次世代の育成を支援するにあたっては、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、子どもや母親の健康を確保する事は重要な課題です。

本町においては、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ってきました。

乳幼児健康診査においては、言語発達の遅れや「落ち着きがない」「他への関心がない」等気になる行動が見られる乳幼児が増えており、心理士による個別相談や音楽療法を取り入れた遊びの教室を開催しています。

しかし、乳幼児の発達障がいの診断や療育に関する専門機関や専門職員が不足している現状があり、今後も健康診査後のフォローを充実させ、支援体制を整えていく必要があります。

【取組の方向】

母子保健事業を推進していく中で、妊娠期から基本的な生活習慣を身に付け、健康な身体をつくり、安全な出産につながるよう支援します。また、育児不安解消・虐待予防等の視点から乳幼児健康診査や育児相談等を充実させ、安心して子育てできる支援体制を整えていきます。

そのためにも、保健・医療・福祉及び教育分野間の連携を強化し、地域の医師、歯科医師、助産師、保育士等の専門職や地域ボランティア等の協力を得て、母子保健施策を進めていきます。

【具体的施策】

① 妊産婦に対する支援体制の充実

安心して妊娠・育児期を過ごせるよう、また安定した親子関係が築けるよう、母子健康手帳交付時に保健師が個別に対応し、必要な方には妊娠期より専門職が個別に支援していきます。また、妊婦健康診査費の助成により、母体及び胎児の健康管理を図り、妊婦の経済的負担を軽減します。

さらに、母親（両親）学級を通じて、父親の育児参加を促す取組を継続していきます。

② 母子保健推進員活動の推進

専門職による母子保健推進員活動を継続し、妊産婦が地域の中で見守られながら安心して出産・子育てできるよう支援していきます。

また、乳児家庭全戸訪問事業を実施することで、子育て支援情報の提供を行うとともに、養育困難家庭の早期把握に努めます。

③ 母乳栄養育児の推進

母子の健康・増進のために母乳育児を推進します。また、乳児期の愛着形成は、その後の思春期・青年期・成人期に大きく影響を与えることから、親子のスキンシップをはかり、愛着形成の第一歩となるような育児の推進に取り組んでいきます。

④ 健康診査や健康相談・教室等を活用した親と子の健康支援の充実

疾病・障がいの早期発見・早期治療（療育）とともに、育児不安解消や虐待予防等、親への育児支援という点でも、今後内容の充実を図っていきます。

また、発達段階に応じた食事形態や内容・生活習慣・虫歯予防・事故防止等の学習の場としても活用します。

さらに、健康診査や健康相談後のフォローや健診未受診ケースへの対応を充実させ、継続的フォローが必要なケースへの支援体制を整えていきます。

【乳幼児健診等実施状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
乳児健康診査受診率	3～4か月児：100% 9～10か月児：99.0%	3～4か月児：100% 9～10か月児：100%
1歳6か月児健康診査受診率	98.1%	100%
3歳6か月児健康診査受診率	97.0%	100%
6～7か月児健康相談利用率	80.6%	85%
2歳児健康相談利用率	51.7%	75%

⑤ 経済的支援策

乳幼児における疾病等の治療を容易にし、乳幼児の福祉の向上と健全な発育の促進を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するための支援を推進していきます。

⑥ 子育て・親育ちのための学習機会の提供

少子化や核家族化で、小さい子どもに接する機会が少ない状況のまま親になり、育児をしている状況があります。

そこで、子どもの健全な発育・発達のため、また育児に関わる親自身が子育てをしながら成長していけるように、学習の機会を提供します。

また、子どもに身近な保育所や幼稚園等が学習の場となるよう働きかけていきます。

（２）思春期保健対策の充実

【現状と課題】

近年思春期における性行動の低年齢化、人口妊娠中絶や性感染症の増加、薬物乱用、喫煙、飲酒等が全国的に問題となっており、併せて心身症、不登校、引きこもり、思春期痩せ症をはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

これまでは、思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されてきましたが、今後は地域保健も学校と連携し、思春期問題に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

いのちの尊さや、性の大切さを家庭や学校でも伝えられるよう、保護者や学校関係者に対する学習の機会を設けます。また思春期の子どもたちが、氾濫する性の情報の中から正確な情報を得て、自分で判断し、行動できるよう支援していきます。

【具体的施策】

① 啓発の推進

保護者に対し家庭での性教育や、いのちの教育の必要性を啓発します。

② 性教育授業の実施

学校、行政で協力し合い性教育授業を実施します。

③ 健康づくりの推進

小学校低学年からアルコール・タバコ・薬物に関する学習機会を設け、家庭、学校、地域が一体となって、子どもたちの健康づくりを支援します。

（３）「食育」の推進

【現状と課題】

飽食の時代といわれる現在、ライフスタイルの多様化等に伴って食生活は大きく変化してきました。バランスの崩れた食事による生活習慣病の増加やそれに伴う医療費の増加が社会的な問題となり、また食の問題による心身への影響が懸念され、食文化の継承も危ぶまれている状況です。農薬・食品添加物など食品の安全性についての問題も生じています。

「食」についてあらためて一人ひとりが見直し、食物への感謝や理解を深め、家庭、学校、地域等で食育の推進に取り組んでいくことが課題となっており、平成26年度から8か年計画で「第2期高鍋町食育推進計画」を策定しました。

【取組の方向】

「第2期高鍋町食育推進計画」に基づき、『食を大切にする』『食と健康に関心を持つ』『食の安全・安心の確保』を目標に、家庭、保育所や学校等、地域において食育を推進します。また、一人ひとりが、つくる、食べる、再利用するといった食育サイクルに取り組めるよう支援します。

【具体的施策】

① ライフステージに応じた食に関する学習機会の充実

食生活の変化に伴って、生活習慣病の低年齢化が懸念される中、健康診査や健康相談等を通じて、妊娠期や乳幼児期、成人期のライフステージに応じた食生活ができるよう支援します。

また、食物を通じて生命の尊さを学習する機会を持ち、食事を通じて家族団らんのできるような活動を推進します。

② 各分野との連携強化

‘健康’‘農業’‘環境’‘教育’‘商工’各分野の連携を強化し、保育所や学校等の食に関する実施計画に基づき食育を推進していきます。

【食育に関する事業実施状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
保育所等での食育計画に基づく事業実施	100%	100%
学校での食に関する指導計画に基づく事業の実施	100%	100%
町での食育計画に基づく事業の実施	100%	100%

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

【現状と課題】

国や地方公共団体による子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークを作ることにより、地域等が親子を見守り支える機運の醸成が必要となっています。

【取組の方向】

「健やか親子21（第2次）」を踏まえ、母子保健関係者は、日常の活動を通じて、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟のための取組を推進します。

(5) 小児医療の充実

【現状と課題】

安心して子どもを生み、健やかに育てるために小児科保健医療の充実は重要です。特に、小児科緊急医療体制については最も住民の関心の高いところですが、本町では小児科を標榜している医療機関が5か所（うち内科・小児科2か所を含む）あり、平日の診療体制には問題ありませんが、夜間・休日に対応できる小児科緊急医療機関がない状況です。

【取組の方向】

かかりつけ医を持つことの大切さ、適正な受診の仕方について啓発し、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、安心して子育てできる支援体制を整えていきます。

【具体的施策】

① 適正な受診や事故防止の周知・啓発

健全な緊急体制維持のために、適正な受診や事故防止に関して、健康診査等を通じて周知、啓発していきます。

② 小児救急医療電話相談等の周知

乳児全戸訪問事業を通じて、小児緊急医療電話相談等の周知を行い、必要な時に利用できるようPRしていきます。

③ 予防接種の推進

身近なかかりつけ医での予防接種を推進するとともに、圏域内での個別予防接種ができない場合は、広域的な予防接種が受けられるよう体制を継続します。また、あらゆる機会に予防接種の勧奨を行うなど、接種率の向上に努めます。

3 基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代を担う若い世代への支援

【現状と課題】

少子化、核家族化の影響で、少人数家族の中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とふれあう機会がないまま、親になるという傾向にあります。

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所・幼稚園を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる等の取組が必要です。

【取組の方向】

多くの人々との交流の中で、相手を思いやる心の育成が必要です。

本町では、子ども同士の交流の場として、地区単位の子ども会活動がありますが、加入・活動参加の主体が小学生であり、中学生・高校生の活動への加入、参加が少ない傾向にあります。

子ども会は、異年齢の子どもとの交流の中で自分の立場等を考え、行動する力を育てることを目的としており、中学生・高校生の子ども会への加入・活動参加を促進できるように助言を行っていきます。

また、高齢者との交流の場として世代間交流教室等を実施し、交流の中から他人への気遣いや弱者に対する接し方を学べる場の提供を推進します。

【具体的施策】

① 保育所・幼稚園等との交流の推進

学校教育において、児童生徒が保育所・幼稚園等で乳幼児とふれあう機会を通し、いのちの大切さを実感できるような取組を推進します。

② 子育てイベント等の充実

子育てイベント等の各種事業において、中学生・高校生等が異年齢の子どもと接する機会を積極的に設け、親になるための準備となるよう働きかけます。

③ 世代間交流の実施

児童生徒が、高齢者との世代間交流等を実施し、他者への気遣いや接し方を学べるよう働きかけます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

次代を担う子どもたちがたくましく心豊かに成長することは、将来を豊かにするための基本であると考えます。

そのために、豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成、また、個性を生かし、自ら学び考える力等「生きる力」を育成することが求められています。

それと同時に、変化の激しいこれからの社会においては生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択し、楽しく学び続けることが重要と考えます。

さらに、地域の人々の身近な教育施設である学校を開放し、子どもたちや地域住民に多様な学習機会を提供するなどの開かれた学校づくりが必要です。

【取組の方向】

「生きる力」を身につけるため、日常の授業や放課後・完全学校週5日制により生じた余剰時間を通し、校舎・校庭の有効活用、地域の人材登用を図るなど弾力的な学校運営ができる体制づくりを推進します。

【具体的施策】

① 確かな学力の向上

基礎的・基本的な知識と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための、教育内容・方法の一層の充実を図ります。

また、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

② 感動を伴う体験を重視し、心の豊かさを育む教育の充実

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道德教育の充実を図るとともに、教科等の枠を越え、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して他者と協同して取り組む学習活動を推進します。

また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

③ 健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成

子どもが生涯にわたって運動に親しむことができるよう基礎的な身体能力や知識を身につけることや生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、指導方法の工夫及び改善を進めます。

④ 開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図るため、より一層地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境の整備を支援します。

(3) 幼児教育の充実

【現状と課題】

本町では、現在幼稚園が2園整備されています。

幼児教育の充実を目指すうえで、幼稚園と保育所の連携は不可欠であり、両者が役割を十分に果たすことができるよう、連絡・調整を行い連携をとっていく必要があります。

【取組の方向】

小学校以降における生活や学習の基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせる就学前教育を推進します。

【具体的施策】

① 幼稚園・保育所・小学校との連携

義務教育に臨む基礎作りのための幼稚園・保育所・小学校間の連絡を密にし、充実に努めます。

【幼・保・小連絡協議会の開催】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
幼・保・小連絡協議会の開催	事業実績なし	年3回

② 幼児教育環境の整備

保護者の多様なニーズに対応した私立幼稚園の預かり保育や教育相談等各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操教育・創造力・社会性が身に付く幼児教育の充実に努めます。

【幼児教育環境の状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
預かり保育事業	2園	2園
教育相談	2園	2園
障がい児の受入	2園	2園

(4) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育学級を、保育所（1 学級）・幼稚園（1 学級）・小学校（2 学級）・中学校（2 学級）ごとに開催しています。

子育てに対する不安は、子どもの成長過程で異なることから、講師の選定が重要となっています。また、家庭教育学級への参加は、母親が主体で、父親の参加が少ない状況にあります。今後は、父親の参加を図るための工夫が必要です。

【取組の方向】

本町では、子育てにかかわる親の資質向上等に努め、家庭における教育のあり方についての認識や社会の状況にあった教育機能を確立し、親としての子育て意識の向上を図ります。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

【具体的施策】

① 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、親と子のふれあいを通じて、子どもの心身の発達に即して、ものの感じ方や考え方の基本を育成する場であり、支援事業を通じて親の意識改革を図り社会への参加を促進します。

【家庭教育学級の状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
家庭教育学級の開催 (単位：回/月/利用人数)	2回/月/186人	2回/月/200人

② 社会教育の推進

家庭・学校・地域社会が連携を図り、それぞれの教育機能を発揮し、その役割を分担しながら、子どもたちの健全育成に努めていきます。

【社会教育委員会の開催状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
社会教育委員会議の開催	年3回	年3回

③ 各種教育相談の充実・連携

本町における教育相談員との情報交換を実施、連携することで相談体制の充実を図ります。

④ 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、健康に体力を備えたくましく生きるための力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいけるように努めます。

また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組を推進します。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況となっています。

子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育が必要です。

【取組の方向】

関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして対策を図ります。

また、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

4 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安全な道路環境の整備

【現状と課題】

子育てをしていく中で、子どもを連れて出かけやすい道路環境や場所を整備するだけでなく、特に子どもの安全を確保することは最重要課題と言えます。

また、小学生、中学生、高校生の塾通いも年々多くなり、防犯用の街灯の整備などの要望も増えてきています。また、交通弱者への配慮も必要不可欠となっています。

こうしたことから、道路環境の整備を進めるとともに、地域での挨拶などの声かけ運動等、子どもの安全を守るための環境整備や運動が求められています。

【取組の方向】

安全な道路環境づくりのため、歩道の段差解消や路側帯の整備を進めます。また、歩道の設置されている箇所への点字ブロックの設置を検討していきます。なお、防犯灯の整備についても進めていきます。

【具体的施策】

① 道路を含む公共施設等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化に努めます。

(2) 子どもたちが安心して生活することができる環境の整備

【現状と課題】

若い世代の核家族はますます増加傾向にあります。しかし住宅の確保が難しい場合もあり、近隣の町へ出ていく状況もあります。町内における子育て家庭に適した住宅の整備や安心して遊べる公園や遊び場の整備が求められています。

【取組の方向】

計画的な町営住宅の建設や、町営住宅の空き情報の提供を行い、町内における子育て家庭に適した住宅の確保を促進します。

また、子育て世帯に配慮した様々な施策を推進します。

【具体的施策】

① 安心して子どもが遊べる公園の整備

開放的な見通しのよい公園の設置により、安心して子どもが遊べる公園設置に努めます。

② 良好な居住環境の確保

子どもを育てやすく、住みやすい住環境を整備するため、ファミリー向けの広さを持った町営住宅の建替えを実施しており、今後も安心して生活することができる環境を維持します。

③ 子ども連れにやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など子ども連れでも安心して利用できるトイレ等の整備を推進します。

④ 子育て世帯への情報提供

バリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。

⑤ 安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行います。

5 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 「仕事と子育ての両立支援」の推進についての普及啓発

【現状と課題】

子育ては母親任せという状況が多く聞かれる中、女性を感じている様々な負担をできる限り軽減するため、男女が子育てに協働して参加するとともに、子育てを社会全体で支える機運づくりが大切です。

仕事中心の生活を送りがちな父親が多い中で、父親が子育てに参画するきっかけになるよう、子育ての大切さや育児参加の意識を持てるよう普及啓発を進める必要があります。

【取組の方向】

子育ては男女が協働して行うべきものとの視点に立った施策の実現に努めます。

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていくことが必要です。

労働者、事業主及び地域住民等の意識改革を図るため、労働時間の短縮や男性の育児休暇取得の推進など関係法制度についての広報・啓発・情報提供を積極的に推進します。

また、子育てに喜びを感じる機会が多くなるよう、イベント等を実施し、男性の積極的な参加を促進します。

【具体的施策】

① 労働者・事業主・地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発・情報提供

仕事と子育て両立支援のための各種サービスの広報など、情報提供を行います。

仕事と子育て両立を図るための多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しのために、高鍋商工会議所とも連携して「事業主」に対し、広報・啓発を行います。

事業所内における子育て環境の充実を図るため、保育施設の設置等、企業等への働きかけを行います。

【広報・啓発・情報提供の状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
「お知らせたかなべ」による広報・啓発	年1回掲載	年1回掲載
「広報たかなべ」による広報・啓発	掲載なし	年1回掲載
高鍋商工会議所便りによる広報・啓発	年4回掲載	年4回掲載

② 気軽に父親が参加できる子育てイベントの実施

子育ての大切さや育児参加の意識を感じることは、母親・父親が協働して子育てを行うためにもっとも重要なことです。仕事中心の生活を送りがちな父親が「子育ては辛い部分があるが楽しいものだ」と感じ、子育てに一層参画するきっかけとなるよう親子参加型のイベントを実施していきます。

(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【現状と課題】

将来に希望が持てる社会を目指し、結婚から子育てまでの切れ目のない推進が必要であり、推進にあたっては本町の実情に応じたニーズに対応するライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援が必要です。

【取組の方向】

平成26年4月に策定した「高鍋町地域少子化対策強化計画」の各事業を、宮崎県と連携しながら推進します。

【具体的施策】

① 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

将来に希望の持てる社会を目指し、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行うため、結婚・子育て団体の関係者のネットワーク構築を宮崎県と連携して取り組みます。

② 結婚に向けた情報提供等

結婚を希望する者のために社会全体で応援する気運づくりや独身者の出会いのきっかけづくりを図るため、民間団体による出会いの機会づくりの場の創出する環境づくりを宮崎県と連携して取り組みます。

③ 妊娠・出産に関する情報提供

妊娠・出産に関する正しい知識を広く情報提供するとともに、学生や企業の従業員へ啓発を宮崎県と連携して取り組みます。

④ 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

妊娠から子育てに関して、正しい知識の提供を広く行うことにより、地域全体で子育てを展開する機運の醸成を図るために「高鍋町少子化対策推進事業」を推進します。

6 基本目標6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

本町で行っている交通安全に関するハード事業には、カーブミラー、ガードレール、区画線の設置等があります。その対策については、町民すべてに及ぶ交通安全として推進しているところですが、「子どもの交通安全の確保」のためには特に配慮・対策を講じています。

毎月「0」のつく日（10日、20日、30日《土・日曜日の場合は月曜日、祝日の場合その翌日》）、及び各交通安全運動期間中に交通安全指導員による通学路における街頭指導を実施し、同時に広報車により通学児童・生徒をはじめ、住民に交通安全を呼びかけています。

このように、子ども等の安全の確保においては、継続的な地道な地域活動が重要であり必要です。

【取組の方向】

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

【具体的施策】

① 交通安全・交通安全教育の推進

交通安全の推進を図るとともに、交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、保育所・幼稚園・小中学校を対象に、各年齢段階に応じた交通安全教育の推進を図ります。

【交通安全教室等の実施状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
交通安全教室の実施	年2回	年3回
早期街灯指導	年間41回	年間42回
早朝広報	年間41回	年間42回
下校時の声かけ運動	年間8回	年間20回

② チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に推進します。

③ 自転車の安全利用の推進

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、毎年各地区からの要望により計画的に防犯灯の設置を行っています。また、登下校時には、地域住民による見守りが行われていますが、声掛け事案などの発生が後を立たない状況にあります。

「自分の身は、自分で守る」ことが求められる現代社会において、「弱者」である子どもたちに、「自分の身を守る」ための知識や術を適切に身に付けさせる必要と、より一層の地域による見守り体制の充実を図る必要があります。

【取組の方向】

防犯思想の普及・啓発の充実に努めるとともに、町民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と連携し、情報交換を行います。

【具体的施策】

① 「子ども 110 番おたすけハウス」等の緊急避難場所の設置促進

生命に危害を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するため、町内に「子ども 110 番おたすけハウス」を緊急避難場所として設置し、より一層の安全環境維持に努め、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【「子ども 110 番」の家設置状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
「子ども110番の家」設置	205か所	250か所

② 防犯対策の推進

町の防犯協会では、毎年、「防犯掲示板」の設置を行っており、設置地区ではこれらを防犯の広報等に活用しています。

また、防犯灯についても、多くの要望がありますが、すべてに対応できていない現状があります。

今後さらに複雑多様化する犯罪の未然防止対策として、警察・消防、防犯協会と連絡を取りながらメールで情報を提供できる「SOSネットワーク」の活用推進を図っていきます。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

人格形成の途上にある子どもが犯罪、いじめ児童虐待等により被害を受けた場合その後の健やかな育成に与える影響が大きいです。被害を受けた子どもの心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、子どもが置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

【取組の方向】

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

【具体的施策】

① 関係機関・団体との連携

要保護児童対策地域協議会、警察などの関係機関、団体と連携した支援を行います。

② 子どもに対するカウンセリング

福祉、教育、保健関係機関や警察などと連携し、子どもに対するカウンセリングを行います。

③ 保護者等に対する助言

警察などの関係機関と連携し、被害に遭った子どもの保護者や事件に関わった世帯等に対する助言を行います。

7 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

近年、マスコミ報道や新聞、テレビ等で周知のとおり、児童相談所における児童虐待相談件数は全国的に急増しており、深刻な社会問題となっています。

児童虐待は子どもの心身の成長だけでなく、人格形成そのものに重大な影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められます。しかし、児童虐待の背景の要因は親や家族の要因、子どもの要因、社会的要因が複合的に関連しあって引き起こされるケースが多く、その解決にはより一層の関係機関との連携が必要となります。

本町では、保育士・主任児童委員・民生委員・保健師等を配し、育児不安やストレスを抱える親を把握し、子どもへの虐待を早期に発見し、その予防に努めます。

【取組の方向】

虐待の背景は多岐にわたっているところであり、すべての子どもの健全な心身の成長を図るため、発生予防、早期発見、早期対応に努めるとともに、社会的自立を促していくため、保護・支援・アフターケアに至るまでの連携のとれた総合的な支援に取り組みます。

【具体的施策】

① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

町及び児童相談所、保健所、福祉事務所、警察等の関係機関が必要時迅速に対応できるよう、普段から情報交換を行える体制の強化を図ります。

② 訪問活動の充実

母子保健推進員や保健師を中心とした乳児家庭全戸訪問事業を実施し、全ての子育て家庭へ子育て支援情報の提供を行うとともに、養育困難家庭の早期把握に努めます。

さらに、養育支援訪問事業により、養育困難家庭に対しては、保健師や助産師が専門的育児支援を行います。また、妊娠早期から保健師が個別に関わることで、養育困難が疑われる家庭にも早期に対応し、関係機関と連携しながら支援していきます。

【訪問活動の状況】

区分	現状事業量 (平成25年度)	目標事業量 (平成31年度)
乳幼児家庭全戸訪問事業	実施率：99.5%	実施率：100%
養育支援訪問事業	11家庭	10家庭

③ 相談活動の充実

さまざまな悩みや相談に応じられるよう、職員の研修の機会を増やし、より専門的な知識を深めるとともに、関係機関との連携等に努め、幅広い相談に対応できる体制を整備します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

本町の離婚件数は、年間 50 件前後で推移しており、ひとり親家庭等をめぐる諸状況は様々に変化していきます。このような状況に対応して、ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的なひとり親家庭等対策の推進が必要になってきています。

また、父子家庭も増加していますが、仕事と慣れない家事や育児の両立が難しく、そのうえ周囲との連携がうまくいかず孤立するケースがあることから、生活支援等関係機関と連携しながら支えていくことが、母子家庭同様、今後の検討課題となっています。

【取組の方向】

ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るため、自立と就労の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就労支援及び経済的支援について、総合的な対策の実施を図ります。

【具体的施策】

① 自立に向けた相談活動

ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供、相談指導を充実させるために、宮崎県こども家庭課・児湯福祉事務所及び宮崎県母子寡婦福祉連合会との連携を密にし、ひとり親家庭等の対策を推進していきます。

② 経済的支援策

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成、その他、生活費、養育費、教育費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に対する支援を推進していきます。

（３）障がい児施策の充実

【現状と課題】

本町の障がい児（者）施策については、高鍋町障がい者計画（平成 25 年 3 月策定）に基づき障がい者や高齢者を含むすべての町民が、一人の人間として尊重され、社会の構成員として地域の中で、誰もが共に生活を送れるという「共生」の社会づくりをめざすために、「共に支え、共に生き、自分らしく自立して暮らせるまちたかなべ」を基本理念に次世代に対する施策の推進を図っています。

しかし、本町の現状としては、発達障がいを含む特性をもった幼児・児童が増加している一方、発達障がい児をフォローする体制が充分とはいえず、今後の検討課題となっています。

【取組の方向】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等を推進します。

また、障がい児の健全な発育・発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう各種サービス事業をはじめ、保育所・幼稚園や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れをさらに推進し、各種の子育て支援事業所や障害児通所支援事業所との連携を図り、すべての障がいをもった子どもへの支援を強化します。

さらに、地域で暮らす障がい児が地域の中でひとりの個人として尊重され、もてる力を十分に発揮し、自分らしく暮らし、学び、生活を楽しんでいくことができる環境の実現を目指します。

【具体的施策】

① 学校等による福祉教育の充実

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が直接触れ合うことは、お互いに理解を深めるために有効です。

本町では、「ボランティアセミナー」等の事業を積極的に取り組み、ふれあいの機会を増す等施設等での交流学習の促進に努めます。

また、さらにボランティア精神を育て、ボランティア活動の実践に資するような福祉教育を充実させ、ふれあいや交流の場を積極的に提供するように努めます。

② 障がい児に対する理解の促進

障がい児が社会の中でのびのびと生活できるよう、また、将来自立した生活が送れるよう、地域住民をはじめ、保育所、幼稚園、各種学校の保育士や教師ならびに生徒等への障がい児に対する理解の広報活動や啓発に努めます。

また、障がい児保育や特別支援学級の生徒を含めた子ども達が地域の行事へ参加できるよう、周囲への協力・理解に向けた啓発に努め、地域活動の場の提供を促進し、一層の交流促進に努めます。

③ 障がい児育成・保育の充実

障がい児の育成については、障がいを早期に発見し、早期に療育を行い、児童が将来社会的に自立した生活ができるような支援が必要です。

また、障がいのある児童とない児童が分け隔てなく交流する教育環境を整備することは障がい児に対する教育だけでなく、教育を受ける子どもたち全員にとって、福祉教育としての観点からとても重要なことです。

本町では、保育所や幼稚園へ障がい児が通うことができるよう、環境整備等、障がい児保育の充実に努めるとともに、情報提供の充実や保護者等からのさまざまな疑問に答えるため、福祉、保健、教育担当や障がい児を支援する事業所等の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の確立を図ります。

④ 障がい児及び家族への支援

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

また、保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行います。

⑤ 障がい児に対する教育的支援の充実

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等、発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を図ります。

第6章 放課後子ども総合プラン

1 計画の目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的とします。

2 計画の内容

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

① 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

実施主体は教育委員会となり、責任を持って管理運営に当たります。

② 余裕教室の活用促進

優先的な学校施設の活用が求められている中、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議し、また、既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討を行います。

教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図ります。

放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討します。

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進します。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものです。

企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要で、特に放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、条例で定める基準を満たすことが必要となります。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

両事業の一体的実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意します。

また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実に努め、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意します。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用してもなお利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も検討します。

また、一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施します。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を支援します。

両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人ひとりの児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努めます。

保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくよう努めます。

学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めるよう努めます。

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせるよう努めます。

(6) 目標事業量の設定

平成31年度の放課後児童クラブの目標事業量を5か所、そのうち一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の目標事業量を2か所と定め、計画的な整備に努めます。

第7章 計画の推進に向けて

1 町民及び関係団体等との連携等

(1) 町民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

本計画について広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、町民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、高鍋町子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

資料編

1 高鍋町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 町は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、高鍋町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に掲げる事務を処理するにあたっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえなければならない。

(組織)

第 3 条 会議は、15 人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議に、第2条の所掌事務に係る調査及び研究(以下「調査等」という。)を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりそれぞれ選出する。

5 部会の運営については、前条の規定を準用する。

6 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を委員長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第1号)の定めるところによる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 高鍋町子ども・子育て会議委員名簿

条例項目		氏名
子どもの保護者	就学前児童の保護者	平原 美仁
	小学生の保護者	古川 誠
関係行政機関の職員	健康福祉課長	河野 辰己
	公立保育園園長	長友 貴子
	保健師	日高 真理子
事業主を代表する者		富田 正仁
子ども子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園	湯舟 儀一
	私立幼稚園	安藤 武史
	私立保育園	黒木 郁恵
	子育て支援センター	平部 理沙
	児童館	平原 玲
	放課後児童クラブ	檜原 富子
学識経験者	元保育園園長 母子保健推進員	黒岩 悦子
町長が必要と認める者	主任児童委員	幸丸 公子

3 用語解説

見出	語句	解説
あ行	育児休業	育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。
	NPO	Non Profit Organization の略。ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。
か行	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。
	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所の3施設のこと。
	クラウドソーシング	不特定の人（クラウド＝群衆）に業務を外委託（アウトソーシング）するという意味の造語であり、発注者がインターネット上のウェブサイトで受注者を公募し、仕事を発注することができる働き方の仕組み。
	子ども・子育て会議	学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して審議するために設置されたもの。
	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。
	子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

見出	語句	解説
か行	子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。
さ行	次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取り組み等について、具体的な目標が設定されている。
	シックハウス	住宅の高気密化などが進むに従って、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響が指摘されている。
	児童委員	都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童や妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健などについて援助や指導を行う民間の奉仕者。民生委員を兼務し、任期は3年。
	児童虐待	親など家庭内での保護者から子供に加えられる虐待。内容は、身体的暴力、わいせつ行為、「おまえはダメな子」などの言葉による心理的虐待、食事をさせない・学校に行かせないなど養育義務を果たさないネグレクト(neglect=育児放棄)などに分けられる。
	児童相談所	各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。すべての都道府県および政令指定都市（2006年4月から、中核市にも設置できるようになった）に最低1以上の児童相談所が設置されており、都道府県によってはその規模や地理的状况に応じて複数の児童相談所およびその支所を設置している。
	児童デイサービス	障がい児につき、知的障がい児施設や肢体不自由児施設等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行うサービス。障害者自立支援法・児童福祉法の改正により、2012（平成24）年4月より児童福祉法の障害児通所支援へと改正・統合された。
	児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

見出	語句	解説
さ行	出生率	年間出生総数を総人口で除し、1000 倍したものを、人口千対の出生率。
	小1の壁	主に働いている母親が、子供の小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因。
	スクールアシスタント	学校の必要に応じて、授業支援、教育相談、特別支援などのために人材を配置し、子どもたちの支援を行っている。
	スクールカウンセラー	心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。
た行	待機児童問題	認可保育所に入所申請をしても、希望する保育所の定員超過などの理由により入所できない子供がいるという社会問題。
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
	DV	domestic violence（ドメスティックバイオレンス）の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年では DV の概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
な行	認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。 【幼保連携型】認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うタイプ。 【幼稚園型】認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ。 【保育所型】認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えたタイプ。 【地方裁量型】認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たすタイプ。

見出	語句	解説
は行	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。
	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。
	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めること。
ま行	民生委員	民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。
や行	要保護児童	保護者に監護されることが不適切であると認められる児童。保護者のない児童。

高鍋町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

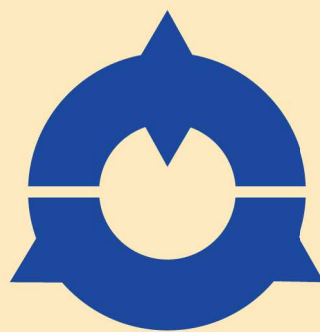
発行 高鍋町 健康福祉課

〒884-8655

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地

T E L 0983-26-2010

F A X 0983-23-6303



子ども・子育て支援を全力でサポートします。

高鍋町

